



## ウッドマーク森林認証 公開レポート

森林管理者／所有者	山梨県
森林名	山梨県県有林
地域及び国	日本、本州
審査に用いられた規準:	日本適合ウッドマーク一般規準&チェックリスト V2.0(2010年10月改訂)
認証番号	SA-FM/COC-001842
認証発行日	2013年3月12日
認証有効期限	2018年3月11日
目次	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本情報</li> <li>2. 改善要求事項の一覧</li> <li>3. 認証審査の過程</li> <li>4. 管理の背景</li> <li>5. 森林</li> <li>6. 第1回年次監査</li> <li>7. 第2回年次監査</li> </ol> 付属文書1 一般チェックリスト 付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果 付属文書3 種のリスト 付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト 付属文書5 追加情報

	審査日	レポート 完成日	ウッドマーク審査員	レポート確認	レポート承認
更新審査	2012年 10月15日-17日	2013年 2月13日	汐見崇史 岩岡正博 小嶋睦雄	ジョン・ロジャース	ハナ・ターナー
第1回年次監査	2013年 10月9日-11日	2014年 1月2日	岩岡正博 小川直也	ジョン・ロジャース	ジョン・ロジャース
第2回年次監査	2014年10月 20日-22日	2015年 3月17日	白石則彦 小川直也 山野下仁文	ガス・ヘリアー、 ジョン・ロジャース	ジャネット・マッケイ
第3回年次監査					
第4回年次監査					

本レポートの主要部分は請求に応じて公開されます。

Woodmark • South Plaza • Marlborough St • Bristol • BS1 3NX • United Kingdom  
 Telephone (+44) (0) 117 914 2435 • Fax (+44) (0) 117 314 5001  
 Email [wm@soilassociation.org](mailto:wm@soilassociation.org) • [www.sacert.org/woodmark](http://www.sacert.org/woodmark)

Soil Association Certification Ltd • Company Registration No. 726903  
 A wholly-owned subsidiary of the Soil Association Charity No. 20686

# 1 概要および基本情報

## 1.1 認証機関

ソイルアソシエーション ウッドマーク

1.1.1 認証登録番号

SA-FM/COC-001842

## 1.2 森林管理者／所有者の情報

1.2.1 会社名

山梨県

1.2.2 連絡担当者

山梨県森林環境部県有林課 小峰 泉 氏

1.2.3 住所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

1.2.4 国名

日本

1.2.5 電話

055-223-1654

1.2.6 ファックス

055-223-1679

1.2.7 電子メール

kenyurin@pref.yamanashi.lg.jp

1.2.8 ウェブページアドレス

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenyuurin/index.html>

1.2.9 正式な代表者による申請情報

林務長 長江良明氏

## 1.3 認証の範囲

1.3.1 認証の種類

単独

1.3.2 認証範囲の森林名

山梨県県有林

1.3.3 森林管理体の数

1

1.3.4 国名

日本

1.3.5 地域

山梨県全域

1.3.6 緯度

北緯35度09分54秒～35度58分07秒

1.3.7 経度

東経138度11分00秒～139度08分16秒

1.3.8 半球

北半球

1.3.9 森林ゾーンまたは生物群系

暖温帯(200m)～寒帯(3,400m)

1.3.10 FSC認定管理区分	面積 (ha)	FSC認定管理料 (US\$/ha)
小規模および管理の軽度な森林		0.0001
コミュニティーフォレストリー(地域林業)		0.001
自然林の保全	106,000	0.0001
熱帯林		0.0020
寒帯林		0.0030
温帯林		0.0045
植林地(上記以外、インフラ等含む)	37,000	0.0200

1.3.11 FSC認定管理料 (US\$)

\$760.60

(1.3.10による計算額に10ドルを足した額)

## 1.4 森林管理

1.4.1 事業体の区分

県

借地管理

該当しない

所有権

県

1.4.2 全面積(ha)

143,000 ha

1.4.3 森林の種類

人工林、二次林混交

1.4.4 森林構成

高標高域: 針葉樹優占

低標高域: 広葉樹優占

- 1.4.5 存在する高い保護価値の概要 二階谷の天然広葉樹林  
雁が腹摺山のミズナラ林等  
より詳細な情報はレポート本文およびチェックリスト  
に記載されている。
- 1.4.6 植林樹種の区分 固有種
- 1.4.7 主な樹種 付属文書3参照
- 1.4.8 年間可能伐採量(m<sup>3</sup>/年) 371,236 m<sup>3</sup>  
実際の年間生産量(m<sup>3</sup>/年) 主伐41,856 m<sup>3</sup>  
(林道開設のための皆伐量1,856m<sup>3</sup>)  
利用間伐9,012 m<sup>3</sup>  
認証材としての販売量: 49,998m<sup>3</sup>
- 1.4.9 製品区分 立木、丸太
- 1.4.10 販売場所 立木現場または原木市場
- 1.4.11 従業員数(男性/女性それぞれの人数) 男性47人、女性12人(常勤県有林課職員)
- 1.4.12 請負者/地域社会/他の労働者 51社 常勤男性342人、女性41人  
(男性/女性それぞれの人数) (登録: 105社)
- 1.4.13 パイロットプロジェクト いいえ
- 1.4.14 SLIMF－小面積 いいえ
- 1.4.15 SLIMF－低頻度 いいえ

1.4.16

森林管理事業体の区分	事業体数	面積
100ha以下		
100 ha – 1000 ha		
1000 ha – 10,000 ha		
10,000ha以上	1	143,000 ha
合計	1	143,000 ha

- 1.4.17 所有または管理している森林のうち、認証の範囲に含まれていない森林の面積

森林名	面積	理由
山梨県県有林	15,246 ha	チェックリスト1.6.2参照

2.0 改善要求事項の一覧

番号	基準	不適合事項	等級	改善要求	期限	所見	状態	解除日
2012年更新審査								
2012.4	6.6.13	-	観察事項	-	-	<p>水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。</p> <p>一般的に植物性のチェーンソーオイルの方が環境影響が小さいといわれている。そこで、特に沢沿いでは植物性チェーンソーオイルの使用を標準とすることの検討をすることが望ましい。</p> <p>2013年次監査:今年度、県森林総合研究所において情報収集を行っている。鉱物性チェーンソーオイルと環境負荷、耐用性、価格等を比較し、他での導入事例を参考にしながら、植物性チェーンソーオイル導入の可能性、効果について検討を行う予定。使用箇所を区分することなども検討する。</p> <p>2014年次監査:県森林総合研究所において、環境負荷、価格等について情報収集を行った。日本では林内でのチェーンソーオイルによる環境負荷についての明確な知見がないが、雨量が多いためすぐ拡散するのではないかと、日本全体で年間約400万リットルのチェーンソーオイルが使用されており、ある会社では1社で年間360リットル使用していた、という情報を得られた。植物性チェーンソーオイルに変えた際のコスト増についての計算是まだされていない。県の財政当局としては、明確な理由がない限り追加費用は出せないため、現時点では植物性チェーンソーオイルに切り替えることはできない。観察事項は一旦解除するが、今後新たな知見が得られれば再度検討する予定である。</p>	解除	2014年 10月22日

2012.5	7.3.2	-	観察事項	-	<p>県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。</p> <p>これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2011年度にも複数回実施されていた。しかし、これらの研修に参加をしていない請負業者も見受けられた。現場審査では間伐後の立木間隔のバランスが悪い選木が見受けられた。請負業者が各々の必要に応じ、各種研修に確実に参加するような対策を施すことが望ましい。</p> <p>2013年次監査:過去の研修参加状況をまとめ、必要な研修に参加していない請負業者へは、積極的に参加するよう指導した。その結果昨年度は75%まで参加率が上昇した。また研修には代表者が参加するため、業者内のなるべく多くの者が研修に参加できるよう指導を行った。また、現場で技術の向上が必要と思われる作業員に対しては、監督員からも直接技術指導を行ったり、研修への参加を促すように、2013年4月15日の全体会議において林務職員に伝達した。</p> <p>少数ではあるが、いまだなお研修に参加していない請負業者がある。継続した働きかけが必要なため、観察事項を継続する。</p> <p>2014年次監査:県有林課の全体会議で、職員が現場監督する際に業者の研修への参加、技術指導を依頼した。昨年度は2014年1月27日にFSCの専門研修を行った。森林整備生産事業協同組合あてに文書での通知を行った。また、その全支部に研修への参加をFAXで依頼し、特に昨年度参加していない業者を指名して依頼した。林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部にも、FAXで参加を依頼した。このように考えうるあらゆる手を尽くしたにもかかわらず、結果としては、請負実績のあった52社中26社のみでの参加で、参加率は50%だった。これは、研修直前に大雪が降り、除雪などの対応に追われて参加できなかった業者が多かった可能性がある。この5年間で一度も研修に出席していない会社はなお4社ある。今年度は、研修に参加できなかった業者に対しては、担当職員が直接資料を配布して、指導する予定にしている。進捗を確認するため、観察事項を継続する。</p>	継続	
--------	-------	---	------	---	--	----	--

2013年第1回年次監査								
2013.1	4.2.3, 4.2.4	-	観察事項	-	-	<p>主伐時は入札により立木を素材生産業者に売り払う。県には法令上必要とされるもののほか素材生産業者に対する安全管理義務はない。しかし、現場引渡しの際に注意喚起をしたり、研修会などで県の担当者が話をする機会もある。このほど作成した安全装備装着基準を素材生産業者に提示し、同様の水準の安全装備装着を勧めるなど、より一層の安全管理を促していくことが必要である。</p> <p>2014年次監査:素材生産業者が加盟している林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部に対し、県有林内の森林整備における「安全装備の装着基準」について文書で周知を行った。 また、県有林の職員から、立木入札後の現場引渡しの際に、素材生産業者に対し、安全装備の装着と安全管理についての注意喚起を行うこととした。</p>	解除	2014年 10月22日
2013.2	4.2.5	-	観察事項	-	-	<p>請負業者に対する新しい安全装備の装着基準を作成したので、これに沿って施工計画書の確認、現場での装着状況の確認などを行う予定。また、完了届に作業状況の写真を添付してもらうことで確認する。これらの確認、指導を徹底することが求められる。</p> <p>2014年次監査:施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付するようにした。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。 森林整備生産事業協同組合では2013年12月16日に安全装備基準の説明会を行った。 2014年1月から仕様書の中に謳われるようになった。施工計画書、完成届で確認を行っていた。現地にも確認している。 山梨県森林組合連合会、恩賜林連合会、森林整備生産事業協同組合には安全装備の装着基準を通知している。 安全装備装着状況調査を継続して行っており、ほぼ100%に近づいている。(安全装備をまだ完全に着用していない少数の労働者の事例が、森林管理者によって示されている。)</p>	解除	2014年 10月22日

2013.3	8.2.2	-	観察事項	-	-	カラマツとミズナラを混植している造林地があった。混植地において、植林木がどのように成長していくのかの知見がないため、当地域でのモデルとするためにも、成長過程のモニタリング調査を行い、その結果を残すことが求められる。  2014年次監査: 県森林総研がカラマツとミズナラの混植地のモニタリングを開始した。下刈り以降の成長の違いも含め、まずは10年程度、毎年樹高測定、枯死率を測定する予定。森林総研から県有林課に文書で結果を報告している。	解除	2014年 10月22日
<b>2014年第2回年次監査</b>								
2014.1	6.6.7, 6.6.9	以前からカラマツの苗木の穴仮植をし、ネズミの食害を防ぐために殺鼠剤を使用していたが、その薬剤の中にFSCの禁止薬品が含まれていたことが明らかになった。穴仮植は苗木を秋の内に苗畑から掘り出し、冬期間冷涼な穴の中に仮置きしておくことで、芽吹きを遅らせる効果がある。殺鼠剤は一般的に使用されているもので、リン化亜鉛が含まれている。現在はこれ以外に有効な薬剤がない。使用量はこれから調査を行う。県でもネズミの食害対策の必要性を認めている。まずは殺鼠剤を使用しない物理的防除方法や、FSC禁止薬品を含まない殺鼠剤の調査を早急に行う必要がある。その上で、どうしてもこの殺鼠剤を使用しなければ林業が成り立たない場合には、FSCの特別承認が必要になる。日本では他の認証取得者に対し、すでに殺鼠剤の特別承認が出されている。	重大な条件	認証林地においてFSCが高い有害性があると分類した化学薬品の使用または保管を禁止すること。これがなければ林業が成り立たない場合は、FSCから特別承認を得ること。	レポート完成後3か月以内に今後の方針を明確にし具体的行動に移すこと。		新規	
2014.2	5.6.2	-	観察事項	-	-	今後の認証材需要の増加に備え、注文に応じどれだけの認証材が供給できるか、認証材の供給能力(樹種、量、期間、必要労働量等)の調査を行い、潜在的な供給可能性を把握しておくことが望ましい。	新規	

2014.3	5.1.2	-	観察事項	-	<p>予算には林産物収入が計上されている。しかし長引く材価の低迷により、収穫収入のみで必要経費をまかなうことはできない。一方、従来の製材品に加え、エンジニアリングウッドや木質バイオマス利用など、川下の木材利用方法が多様化している。このような状況の中、川下の需要に合わせ、より効率的に木材を生産するための新たな造林方法や販売に試験的に取り組むことが求められる。例えば、シカ防護柵の杭の代わりとなるような林縁木の維持、カラマツ高齢林施業体系の作成、広葉樹林の利活用、地拵えや苗木、植栽本数の工夫による低コスト造林などである。</p>	新規	
--------	-------	---	------	---	--	----	--



### 3 認証審査の過程

#### 3.1 審査日

更新審査日

2012年10月15日-17日

審査を実施するための人日数

6人日

#### 3.2 審査チーム

審査チームは以下のとおり構成された。

##### 1) 汐見崇史(主任審査員)

汐見崇史は、FSC森林認証審査の主任審査員として参加した。株式会社アミタ環境認証研究所に所属し、同社の森林認証事業の主任審査員兼コーディネーターである。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。

##### 2) 岩岡 正博

岩岡正博博士は東京農工大学大学院農学研究院の准教授である。東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程を修了して農学修士を取得し、同研究科にて博士(農学)の学位を取得した。東京大学農学部助手、同大学院農学生命科学研究科助手、東京農工大学農学部助手を経て現職。森林利用学、森林利用システム学分野において、林業作業の機械化やエネルギー評価、木質バイオエネルギー生産、林業から見た森林認証制度に関する研究に携っている。

##### 3) 小嶋睦雄(オブザーバー)

小嶋睦雄は静岡大学農学部の教授である。1971年に九州大学大学院農学研究科修士課程を修了した。静岡大学農学部助手、助教授を経て、1992年に教授に昇任(当時、森林資源科学科)、同人間環境科学科を経て現在、共生バイオサイエンス学科人間環境科学講座、森林共生学研究室を主宰。また、岐阜大学教授大学院連合農学研究科併任し、浜松学院大学現代コミュニケーション学部の非常勤講師として科学と環境を講義。1983年農学博士(九州大学)。名古屋大学農学部、三重大学生物資源学部、九州大学大学院、高知大学、琉球大学の非常勤講師を歴任。経済と環境の共生の視点から政策論を研究し、森林認証制度論を研究テーマとして扱っており、FSC森林管理認証についても含蓄が深い。現在、静岡県環境審議会会長、静岡県森林県民円卓会議運営委員、静岡及び天竜流域林業活性化協議会会長、静岡労働局林業雇用改善推進会議委員長などを務め、地域の環境、森林、林業施策の諮問案件の審議を主導している。

チームメンバーの履歴はウッドマークオフィスに保管されている。

#### 3.2.1 報告書作成者

汐見崇史

#### 3.3 レポートピアレビュー

該当しない。

#### 3.4 認証の判断

英語レポートAnnex11参照

#### 3.5 審査の進め方の根拠

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除、防火線修理といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況、森林文化の森などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

### 3.6 審査した事項および場所の選択理由

2012/10/15

書類審査: 前回年次監査報告書の推奨事項の改善状況を確認

現地審査:

【117-I林班ろ4小班】作業道開設、利用間伐、獣害防除実施地。選木基準の確認。施業システムの確認。林況確認。管理者へのインタビュー。

【117-I林班ろ3小班】皆伐後の地拵え実施中の現場。県の発注仕様書確認。発注方法の確認。請負業者へのインタビュー。

2012/10/16

現地審査:

【84林班は2小班】保育間伐実施地。選木基準の確認。カツラ植林地の確認。

【85林班に1外小班】利用間伐(列状)実施中の現場。作業道の確認。間伐方法の選択基準確認。施業システムの確認。端材利用状況の確認。請負業者へのインタビュー。

【583林班い4外小班】皆伐後の地拵え、シカ柵設置中の現場。県の発注仕様書確認。発注方法の確認。請負業者へのインタビュー。

【山梨県森林組合連合会市場】FSC認証材の分別方法の確認。FSC材の委託販売方法確認。担当者へのインタビュー。

2012/10/17

書類審査: 一般規準及びチェックリストによる再確認

審査員の検証ミーティング、結果の発表、推奨事項等の議論、認証過程の次段階の説明

### 3.7 規準

当該森林はソイルアソシエーション・ウッドマークの一般規準およびチェックリスト(日本適合ウッドマーク一般規準&チェックリスト V2.0(2010年10月改訂))を用いて審査された。この規準およびチェックリストは日本語に訳され、利害関係者との協議を通して配布された。規準に対して重要な意見を受け取ることはなかった。修正された規準のコピーは要求すれば入手可能である。現在ワーキンググループが国内基準に対して取り組んでおり、将来はこの国内基準を用いてウッドマーク基準を改定する予定である。

基準のコピーは[www.soilassociation.org/forestry](http://www.soilassociation.org/forestry)にて公開されている。

#### 3.7.1 規準の適合/修正

修正はなかった。

### 3.8 利害関係者との協議

#### 3.8.1 利害関係者との協議の過程の概要

51人の利害関係者と連絡を取った。

10人から返事を得られた。

アンケートは2012年8月28日に送付した。

#### 3.8.2 審査中に協議を行った人々の氏名と所属

付属文書2を参照

#### 3.8.3 利害関係者から聞かれた主要な森林管理の概要

##### 肯定的な事項

市場に年間約1,000m<sup>3</sup>のFSC材が出荷されるため、市場では「FSC材入荷」とインターネットで外部へ情報発信をして、販売促進とイメージアップを図っている。

洪水や土砂災害の防止、良質な水の供給、木材生産などを通して地域社会に大いに貢献している。従業員の権利の尊重は当然されている。

従業員の安全衛生は十分留意されている。

県有林は森林環境教育の場として森林の利用を認めている。

管理計画を策定し持続可能な森林経営を行っている。

将来にわたり育てていく必要がある森林の経営・管理には山梨県が模範となり進めていくことが重要であり、その責務を果たしている。  
森林土木事業を行う上で、県有林には大変な恩恵を受けている。  
数年前から希少動物に関心を持ち、作業中もそれらの生息地は侵害しないように心がけている。  
安全のための防護衣の着用、作業前の準備運動、朝礼時の綿密な打合せ、十分な休憩を意識している。

### 否定的な事項

行政は生態系をいつも問題にしながら、植林について過去の林相を問題にしない。今人里に何が起きているのか知るべきである。  
現場の労働者は請負であるため、安全設備などに不十分な点がある。  
苗木需要の低下から苗木生産組合の存続が危うくなってきている。伐期到来林分の伐採促進等、山作りを支える組織に考慮した指摘を望む。

### その他の事項

急峻で標高差のある山梨県では古来より森林管理のあり方について「治山治水」を最重要視してきた。これは現在も、これからも普遍である。水源涵養、洪水防止、土砂災害防止を最重要視した森林管理であるべき。

「森林法」「森林林業基本法」に基づく森林計画制度等について遵守するのは当然である。  
県の約3分の1を占める面積がFSC認証林であり、この中に各水系の元流域が全て含まれている。従って、この認証森林が健全に運営・経営がなされることは環境へも流域住民へも好影響を及ぼす。  
公務員の労働権には制約がある。  
県有林がグローバルスタンダードの視点からよりレベルの高い森林経営を行うようFSC認証の仕組みを活かしていくことを期待している。

## 3.9 所見

所見は、日本での使用に適合されたウッドマーク一般規準およびチェックリストを用いて、体系的に観察された記録である。チェックリストは付属書類1として添付されている。ソイルアソシエーション・ウッドマークの一般規準の履行は、FSCの原則と基準の全ての規準の評価に基づいている(1999年1月)。認証発行のためには、軽微な不適合のみが許容されると考えられる。重要な不適合には事前条件が発行される。軽微な不適合には条件が発行される。事前条件と条件は本レポートの2章に記載されている。長所はチェックリストの中で4点または5点がつけられた事項である。チェックリストで3点がつけられた規準は要求事項を満足しており、FSCの要求事項も満たしている。規準レベルでの弱点は、チェックリストで1点または2点がつけられたものであり、不適合事項と考えられる。これらの規準に対しては事前条件(得点1)または条件/観察事項(2点)が要求される。指標レベルで指摘された弱点はxがつけられている。

各不適合事項は、提示された改善要求事項(事前条件、条件、観察事項)の説明とともに、2章で詳しく述べられている。この章では条件を解除するために必要な行動についても詳細に述べられている。設定された条件については、設定された期限内に実行されなければならない。年次監査の際に評価され、報告される。年次監査の詳細については本レポートの6章を、また条件の解除については2章を参照。

## 3.10 課題

評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。

規準	課題
	なし

### 3.11 結果、結論および推奨事項

付属文書1規準及びチェックリストに記録された所見に基づき、また本レポート2章の改善要求事項を条件として、認証取得者の管理システムは、もし記述のとおり実施されれば、審査の範囲に含まれる全ての森林に対して、規準の全ての要求事項が満たされると判断される。そして、本レポート2章に詳細に記述されている改善要求事項を条件として、認証の範囲に含まれる全ての森林に対し、管理システムが継続的に実施されていることが、認証取得者によって示された。

FSC認証は表紙に示された期間で発行される。また年次監査で満足のいく結果が出されることを条件に継続される。

## 4 管理の背景

### 4.1 背景－森林管理団体が行う法的、管理、および土地利用の背景の概要

#### 管理の背景

日本の面積は約37.8百万haである。地質としては、太平洋側は地殻変動があり、火山活動が歴史的に続き、今日の土地利用を決定している。1億2千8百万の人口のほとんどは沿岸の都市部に居住し、その内陸の山間部を除いた面積は全体の約18%に該当する。森林が内陸の山間部を覆い、面積でいうと2,510万ha、国土面積の約66%に該当する。

日本国内の森林の構成は、約784万ha(31%)が国有林、約280万ha(11%)が公有林(都道府県、市町村財産区)、約1444万ha(58%)が私有林になっている。私有林家の平均保有山林面積は2.6haであり、これら山林の管理においては、自治体や森林組合が大きな役割を担っている。

自治体や森林組合は民有林管理の中心的な役割を担い、その業務内容は管理する地域の管理計画策定、森林管理に関する相談、市町村から森林所有者への補助金交付の窓口機能、管理業務の遂行及び木材の販売活動など多岐に亘る。

2001年に改正された森林・林業基本法は、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、環境機能と林業の進展を目指したものである。また、森林組合法(1960年制定、2001年改正)は、森林所有者の協同組織の発達を促進すること、森林所有者の経済的社会的地位の向上、森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的としている。

森林所有者は、以上のような法律に基づき、森林経営計画、つまり森林施業に関する5か年の計画(伐採・造林・保育等)作成することによって、市町村の長または知事の認定を得ることに優遇措置が講じられる。この制度は、計画的な施業を実施することで森林資源内容が改善されるとともに、林業経営基盤が確立され所得や資金計画も有利となる。森林経営計画が対象とする森林は林班面積の半分以上を集約して団地的なまとまりをもった森林、もしくは森林所有者が単独で100ha以上の森林を保有する場合に限られる。森林経営計画を立案することによって、間伐及び間伐木の搬出に対する直接支払補助、山林所得税の2割控除などの特例が得られ、また植栽、保育等の補助金がアップし、制度資金などの融資枠の拡大が受けられるなどの特典がある。

このほか、森林管理区域に適用される法律としては、自然公園法、自然環境保全法、林業種苗法、森林病虫等防除法、砂防法などがあり、森林施業時に順守すべき法律として機能している。

全国の森林のうち1,165万haが保安林として指定されている。(内訳としては水源かん養保安林が70%、土砂流出防備保安林20%、その他10%程度である。)これらの指定区域においても伐採は許可されているが、搬出の技術やその後の再生林の計画、また伐採可能量については制限がある。保安林として指定することによって、多様な保護活動が可能になり、実際にこれら指定域における育林は限られている。

環境省の自然公園制度では日本を代表するような、すぐれた自然の風景地を国立公園とし、またそれに準ずる地域については国定公園に指定し、都道府県を代表するすぐれた風景地については都道府県立自然公園として指定している。国立公園については環境省の指定で、現在28公園、207万ha(国土面積の5.5%)があり、国定公園については全国55公園、134万haになる。都道府県が条例によって指定し、自ら管理を行う都道府県立自然公園は、現在309公園、195万haが指定を受けている。3つの指定地域全体で国土の14%に相当する。

県有林の成り立ちは次章に記すとおり、明治40年及び43年の大水害が県下全域に大きな被害を及ぼしたことから、県議会では「御料地無償還付ニ関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。その結果、明治44年3月11日、見込面積16万4千ヘクタールに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとなった。このように、山梨県周辺部の山麓から山岳域にかけてが県有林となり、森林法をはじめとする各種法規定に基づき県当局が森林管理に当たっている。

## 5 森林

### 5.1 管理の一般的背景

#### 5.1.1 管理の区分と設立年

現在の山梨県有林は、県議会の要望により、明治44年3月11日、見込面積16万4千ヘクタールにも及ぶ広大な入会御料地が御下賜されたことに始まる。

#### 5.1.2 土地、森林の所有権および森林管理団体

土地の所有は山梨県であり、山梨県森林環境部県有林課が管理を行っている。

### 5.2 保有権

#### 5.2.1 森林所有者／管理者の保有権

土地の所有は山梨県であり、恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。一部貸付地がある。

#### 5.2.2 第三者の保有権及び使用権

従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをしている。山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。保護団体は巡視等の義務を負っているが、その対価として毎年交付金が支払われている。

また、山梨県には、日本百名山のうち富士山をはじめとした10の山があるなど、登山利用が活発な地域であり、多くの登山客が訪れている。12箇所の森林文化の森や3箇所の森林公園など森林利用も活発である。

#### 5.2.3 森林所有者／管理者の他の活動や管理地域

山梨県森林環境部には県有林課のほかにもどり自然課、森林整備課、林業振興課、治山林道課などの課があり、野生鳥獣の管理、森林ボランティアの支援、私有林の経営管理の支援、県産材の利用推進、保安林や林道の管理、治山事業などを行っている。

#### 5.2.4 土地利用の歴史

山梨県の山林原野は、地域住民の生活・生業用資材として県民の暮らしに大きな役割を果たしてきたが、県有林の基となった山林については、1868年の明治維新の地租改正に伴う山林原野土地官民有区分をきっかけに、「官民有区分未定時代」「官有地時代」「官林時代」「御料林時代」と目まぐるしい所有形態の変化を経た。この間、国、県、地域住民間の意見の相違から、山梨県の山林は、無秩序な伐採、野火、水害等により極度に荒廃した。

特に、明治40年及び43年の大水害は、県下全域に大きな被害を及ぼし、県議会では「御料地無償還付ニ関スル意見書」を国に提出し、入会御料地の無償下付を要望した。

その結果、明治44年3月11日、見込面積16万4千ヘクタールに及ぶ入会御料地が御下賜された。県は直ちに恩賜県有財産模範林として、県土保全を旨とし、その管理経営にあたることとした。

そしてこれまで、時代の要請にこたえながら森林管理を行ってきた。当初は天然更新を基調とする択伐施業が主体だったが、昭和30年代に拡大造林を積極的に推進し、現在の広大な人工林を形成した。昭和50年代から、社会的要請を受け、木材の安定供給以外にも、林地保全や保健休養などの公益的機能の発揮を目的とする管理を導入した。2011年からの第2次管理計画では、「多様な森林機能の充実強化」と「持続可能な森林経営の推進」を経営の基本方針とし、管理を行っている。

## 5.3 森林管理の概要

### 5.3.1 管理組織の構成

山梨県森林環境部県有林課が管理を行っている。従来は県の地域振興局・林務環境部ごとに事業区を設けて管理経営を行っていたが、平成18年の県出先機関の組織再編にあわせ、6事業区を林務環境事務所単位の4事業区に統合し、現在は、本庁と、4つの林務環境事務所で管理を行っている。また、県下には160の保護団体(財産区、市町村、組合)があり、火災の予防や盗伐などの加害行為の防止等の保護活動を行っている。造林施業は事前に登録された請負者(2012年現在107社)による入札で施業が実施されている。

### 5.3.2 管理システムの概要 (非SLIMF / マルチサイトのみ)

5.3.6参照

### 5.3.3 全管理地域および主な区分

県有林は、県下27市町村のうち22市町村と、ほぼ山梨県内全域に分布している。県土面積44万6,537ヘクタールの35.4%、県森林面積34万7,576ヘクタールの45.5%にあたる158,246ヘクタールを占めている。そのうち、貸地等を除く143,000ヘクタールが、本認証の対象地である。県有林は、おおむね私有林やその他公有林の上部に位置しており、富士山をはじめとするわが国を代表する山々を有するとともに、県内の主要河川は、その大部分がこれら山岳地帯に分布する県有林に源流を発している。また、多くの観光客が訪れる景勝地も多数存在する。したがって、県有林は治山治水上はもとより、自然環境保全、景観保全上からも重要な役割を担っている。

県有林は大きく中北、峡東、峡南、富士・東部の4つの事業区に分けられ管理されている。また、林班数、小班数はそれぞれ978、30,798であり、平均面積はそれぞれ161.81ha、5.14haである。

### 5.3.4 林分構成および森林製品

山梨県の標高は最低200mから最高3,400mと、暖帯上部から寒帯上部に渡っているため、林相は多様である。すなわち、丘陵帯(暖温帯、標高600メートル以下)の常緑広葉樹林(シラカンシ林)、山地帯(冷温帯、標高600～1,800メートル)の落葉広葉樹林(ブナ林)、常緑針葉樹林(ウラジロモミ・コメツガ林)、亜高山帯(亜寒帯、標高1,800メートル～2,400メートル)の常緑針葉樹林(シラベ・オオシラビソ林)、高山帯(寒帯)の高山低木群落および森林限界以上の草本群落などである。

人工林について見ると、カラマツが全面積の46%を占め最も多く、ヒノキ20%、アカマツ15%、シラベ8%、広葉樹6%、スギ3%の順となっている。カラマツは県有林の全域にわたって広く植栽されており、一部風衝地を除いて一般的に成長は良好である。アカマツ、ヒノキは丘陵帯および山地帯下部を主体に、シラベはおおむね亜高山帯に植栽されている。林齢は、戦後の拡大造林政策に沿って造林した8齢級から11齢級に集中しており、伐期を迎えつつある森林が増加している。

林産物はほとんどが立木または丸太での販売による木材だが、従来からの入会慣行が認められている各地域の保護団体には、草本やキノコを含む草木の払い下げをしている。

### 5.3.5 管理目的

県有林の管理にあたっては、管理の基本理念、県有林を取り巻く社会情勢を踏まえ、多様な森林機能の充実強化と木材生産の調和が取れた県有林の管理を推進することとし、次の2点を基本方針としている。

○多様な森林機能の充実強化 —それぞれの森林の持つ機能に応じた森づくりの推進と魅力の発信—

それぞれの森林に適した維持、造成を行い、県土の保全、水源かん養、環境保全などの多面的機能の充実強化を図るとともに、低炭素社会実現に資する管理や多様な森林利用の推進など県有林の魅力を発信できる森づくりを推進します。



○持続可能な森林経営の推進 —木材の持続的生産と経営の効率化—

循環型社会構築に寄与するため、環境負荷が少なく再生産可能な資源である木材を持続的に生産し、自然環境の保全に配慮しながら効率的な県有林経営を推進します。

また、計画の基本方針に基づき、管理目標と社会的な要請に応じた次の3項目について、特に重点をおいて県有林の管理にあたることとしている。

- (1) 公益的機能の維持増進
  - ア 山地災害の未然防止や良質な水の安定供給
  - イ 二酸化炭素の吸収源としての機能の発揮
  - ウ 県民福祉の向上に寄与する県有林の有効活用
- (2) 持続的・効率的な林業経営の確立
  - ア 林業経営の基盤づくりの推進
  - イ 県有林材の安定供給
- (3) 自然環境の保全
  - ア 動植物等を考慮した生態系の保全
  - イ 観光など様々な資源として県有林の価値を高める

### 5.3.6 林業及び森林管理システム

#### 5.3.6a 概要

県有林では、地種、法令の制限度合い、作業種および伐期齢、標高、景観の配慮により、施業方法を定める作業団により小班を設定しており、それぞれの作業団の施業指針にしたがって管理を行っている。作業団および作業団に順ずる単位は全部で34種類ある。

主な木材生産の場となる制限林地一般用材林作業団、普通林地一般用材林作業団においては、生産目標を柱適寸材(10.5cm角以上)、集成材利用適寸材(10.5cm角以上)、広葉樹家具・木工用材(丸太径30cm以上)とし、以下のような施業体系のもと施業を行っている。

樹種	利用末口径級(cm)	利用径級(cm)	伐期齢 (主伐の時期)	保続計算上の伐期齢		植栽本数基準 (本)
				地位(上)	地位(中)	
スギ	18	22	30～	30	45	3,000
ヒノキ	18	22	40～	40	70	3,000
アカマツ	18	24	35～	35	55	4,000
カラマツ	18	24	35～	35	50	2,300
シラベ	20	24	45～	45	55	3,000
モミ外針葉樹	20	24	40～	40	65	3,000
広葉樹	30	36	60～	60	110	3,000～6,000

#### 5.3.6b 更新

人工植栽による更新:37000 ha

天然更新:106000 ha

### 5.3.7 基本的な収穫技術

収穫は、県有林林産物入札参加資格者による入札で、販売されている。請負者により保有する機械が異なり、収穫技術も異なるが、基本的にはチェーンソーによる伐倒が行われ、ウィンチやスイングヤーダーによるワイヤーを使用した牽引での集材、林道から離れた場所では森林作業道を使い、フォワーダーや林内作業車による運材、チェーンソーやプロセッサによる造材が行われ、トラックで出荷される。

## 5.4 持続的収穫

#### 5.4.1 収穫予想の根拠となる仮定

収穫予想表を用い材積を計算している。収穫予想表は平成15年3月に更新した県有林独自のものである。

#### 5.4.2 収穫予想の根拠となるデータ

県有林の森林簿を基に、上記の収穫予想表を使用して短中長期的な収穫計画を立てている。

#### 5.4.3 量、種に関する年間収穫の理論

標準伐採量および標準更新面積は、収穫量が将来にわたり保続し、かつ、更新面積に著しい増減がないよう配慮して保続計算により算出している。保続計算は施業方法の類似している作業団を包括して行う。人工林については、利用径級以上のものを伐採対象とする。現在の標準伐採量は $55,000\text{m}^3$ /年と計算されており、年間成長量 $371,236\text{m}^3$ /年を下回り、森林収穫の保続には影響はない。

#### 5.4.4 過去の生産

平成14年度	27,008 $\text{m}^3$
平成15年度	32,208 $\text{m}^3$
平成16年度	31,367 $\text{m}^3$
平成17年度	47,165 $\text{m}^3$
平成18年度	51,106 $\text{m}^3$
平成19年度	41,583 $\text{m}^3$
平成20年度	42,702 $\text{m}^3$
平成21年度	54,268 $\text{m}^3$
平成22年度	53,663 $\text{m}^3$
平成23年度	58,675 $\text{m}^3$
平成24年度	54,661 $\text{m}^3$

#### 5.4.5 現在の生産

平成25年度	50,868 $\text{m}^3$
--------	---------------------

#### 5.4.6 計画されている生産

上記標準伐採量に基づいた量での伐採が行われる予定。単年度での増減はあるが、中期的には標準伐採量を超えない伐採量となる計画。

### 5.5 環境及び生物多様性

#### 5.5.1 生物多様性にとって重要な場所の概要

山梨県は、県中央部に甲府盆地が位置し、その周囲が日本有数の山岳地となっており、県有林の所在する地域は盆地上里山から標高3,000mを越える。甲府盆地は標高200mであり、周囲の山岳は、1,500メートル級から3,000メートル級の山々からなる。その間に県有林が存する。山梨県有林水源地から発する多くの河川は県内で合流し、静岡県(富士川)や神奈川県(相模川)、東京都(多摩川)など、下流部の関東平野等の重要な水源地帯となっている。

気候型は、日本列島の内陸部に位置していることから、甲府盆地の「盆地気候」と山岳地域の「山岳気候」に区分される。すなわち、海岸地域とは異なり、標高差による気温の地域差が大きく、気温の日較差、年較差が大きい内陸気候の気候特性を示しており、平均気温は甲府において冬季で $-2.7^{\circ}\text{C}$ ～夏季で $22.4^{\circ}\text{C}$ 、河口湖において $-6.7^{\circ}\text{C}$ ～ $17.6^{\circ}\text{C}$ と地域・標高により違いが見られる。

年降水量は盆地で少なく約1,000mmだが、富士五湖地方や富士川中流域の多雨地域では、2,000mm以上に達するところもある。県内全般に風は弱く、盆地や八ヶ岳山ろくは全国的に見ても多照地域で、概して空気は乾燥している。

地質は、県下全域に亘るため、多様であり、多くは富士山・八ヶ岳の火成岩類を主体とするが、第三紀層や河岸段丘礫層などが広範囲に分布する。特に、富士山麓には、864年の貞観大噴火による広大な溶岩台地が広がっており、青木ヶ原樹海と呼ばれるわが国でも珍しい独特の自然林が広がっている。

植物は、地形、地質が複雑で気温も変化に富んでいるため、種類数が豊富で群落組成にも特徴を持つ。特に、標高差が大きいいため、垂直分布の変化が顕著で、暖帯から寒帯にかけてのさまざまな植物を見ることができる。富士山麓のツガ・ヒノキ林、アカマツ林、シラビソ林、ブナ林等は特異で、各地にシオジ林やサワラ林などの多様な地形に応じた自然林が散在する。また、南アルプスの北岳周辺は高山植物の宝庫で、北岳固有、または南アルプス固有の植物が見られる。

豊富な植物を反映して、動物相も多様である。獣類は本州で生息するもののほとんどが見られ、鳥類も平地から高山帯まで生息する多種のものが観察される。また、富士川本川及び釜無川、笛吹川等河川数が多いため淡水産の魚類も多い。

## 5.5.2 保護価値の高い森林 – 存在する保護価値の高い森林についての記述

### 9.1.1 参照

### 5.5.2a 保護価値の高い森林および保護区の面積

保護価値の高い森林面積:295.48ha

保護区面積:19,000ha

## 5.5.3 化学薬品使用記録 – 過去に使用された化学薬品の量および使用の理由

2011年度は以下を忌避剤として使用した。

ユニファー:2,567リットル

ヤシマレント:971kg

ヤシマNCS:630リットル

ラウンドアップ:15リットル

ヤシマパークサイドF:38リットル

## 5.6 社会及び地域社会

山梨県の人口は85万7千7百人(H23年10月時点)であり、多くが中心の甲府盆地に集中する。山梨県は果樹生産が盛んである。特にモモやブドウが有名であり、3月のモモの花の時期には多くの人が訪れ、ワインの製造も盛んである。また、一般機械、電気機械、輸送用機械、精密機械等の機械器具製造業が山梨県の主産業となっており、ネクタイ地や紳士服裏地の織物業、宝飾産業等の地場産業も盛んである。また、数多くの著名な温泉地があり、多くの温泉客が訪れている。

四方を2,500m級から3,000m級の山々に囲まれており、富士山をはじめとした著名な山が多く、たくさんの登山客が訪れている。また、富士山周辺の富士五湖周辺は標高約1,000mの地であり、避暑地としても名高く、夏には多くの人が高原の気候を楽しんでいる。このように、山、河川、湖、温泉、歴史的遺跡など豊かな自然・文化資産の存在と首都圏に近いという地理的条件に恵まれ、わが国でも有数の観光誘致の基盤を形成しており、四季を彩る森の存在がここでは重要な役割を果たしている。

## 5.7 モニタリング活動の概要

森林生態系のモニタリングについては、平成9年度から10年間、山梨県北部に位置し、秩父多摩甲斐国立公園に含まれる瑞牆山一帯のモデル地域(北杜市須玉町の塩川ダム上流域)で行われた。生態系の多様性、種の多様性、木材生産面積、伐採量、病虫害等の影響、大気汚染物質被害、水質の変化、炭素蓄積量と炭素収支、生産および消費、レクリエーションおよび観光、雇用及び地域社会ニーズなど、多くの指標がモニタリングされた。モニタリング結果はまとめられ、各都道府県、研究機関に送付されている。

また、県有林の巡視は、県有林関係者による他、自然保護の観点から設置されている山岳レンジャー、富士山レンジャーも巡視を行っている。県職員も定期的な巡視を行っている。成長量に関しては、定点における成熟林調査、標準地調査が行われており、森林簿の更新が適宜図られている。収穫予想表は平成15年3月に改訂されている。

5年に一度の森林計画策定時には、県内各機関に聞き取り調査を行い、また県民意識調査をはじめとした県民に対する各種アンケートにおいて、県有林に対する県民の意識を調査している。

各種森林調査や、森林作業員に対する教育訓練においては、山梨県森林総合研究所が重要な役割を果たしている。県有林との結びつきは密接であり、行政からの試験研究要望を森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。

## **5.8 その他の活動**

### **5.8.1 管理地域内で行われている林業以外の活動の概要**

登山や富士五湖周辺のレクリエーション活動が活発である。青木ヶ原樹海においては、エコツアーが活発であり、県も含めたエコツアー協議会を設置し、エコツアーのガイドラインを作成している。また、試験、研究等には入山許可を得れば県有林に入ることは認められている。

### **5.8.2 影響**

森林管理への影響は基本的でない。

## **5.9 製品の追跡、識別**

### **5.9.1 評価された森林からの、認証、非認証製品が混入するリスクが高い地域**

立木での販売または市場での販売による。山土場で集材した際に、他の山からの材と混在するリスクがある。

### **5.9.2 管理システム 原料の流れを管理するためのシステムと文書**

県有林FSC認証ラベル取り扱い要領が作成されている。送り状やFSC認証材出荷証明の様式が作成されている。

### **5.9.3 認証森林製品の識別**

立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。

市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、原木市場で集積された丸太には、FSCラベリングバンドを使用し、他の出材エリアと識別している。

### **5.9.4 森林・COCの認証対象が終わる点**

立木での販売または市場での販売である。

### **5.9.5 森林管理者による2次加工**

山梨県は加工を行っていない。

## **5.10 認証の範囲に含まれていない森林の範囲または過程**

1.4.24参照

## **5.11 地図**

付属文書5参照

## 6.0 第1回年次監査

### 6.1 年次監査日程

2013年10月9日～11日

### 6.2 年次監査を実施するための人日数

6人日

### 6.3 監査チーム

監査チームは以下のとおり構成された。

#### 1) 岩岡 正博

岩岡正博博士は東京農工大学大学院農学研究院の准教授である。東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程を修了して農学修士を取得し、同研究科にて博士(農学)の学位を取得した。東京大学農学部助手、同大学院農学生命科学研究科助手、東京農工大学農学部助手を経て現職。森林利用学、森林利用システム学分野において、林業作業の機械化やエネルギー評価、木質バイオエネルギー生産、林業から見た森林認証制度に関する研究に携っている。

#### 2) 小川 直也 (主任審査員)

小川直也は、FSC森林認証審査の審査員としてわが国における審査事例に数多く参加した。株式会社アマタ環境認証研究所に所属し、同社の森林認証事業の審査員である。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。

チームメンバーの履歴はファイルに保管されている。

### 6.3.1 報告書作成者

小川 直也

## 6.4 監査過程

### 2013年10月9日

現地審査:

【215(は9)】優良材生産団地。10年生ヒノキ林。昨年度枝打ち、クマ剥皮害防除器具(ウイリー)設置。施業方法について確認。

【472(ろ8)】34年生ヒノキ林。間伐(捨て伐り)作業中。請負業者(外山林業)へのインタビュー。

書類審査: 前回審査報告書の条件、観察事項の改善状況を確認

### 2013年10月10日

現地審査:

南部町森林組合木材共販所: 県有林材が委託販売される市場において、仕分けの方法、取り扱い数量を確認。

【173(に7)】思親山森林文化の森。優良材生産団地。63年生スギ、ヒノキの皆伐予定地。伐採後はスギを植林予定。

【173(ほ2外)】26年生ヒノキ林。枝打ち、収穫間伐、作業道開設中の現場。請負業者(望月林業)へのインタビュー。

【194(い5外)】小面積皆伐(群状択伐)試験地。58年生から61年生のスギ、ヒノキ。樹高分の30m×30mのプロットを群状に10箇所設定して伐採。6箇所にヒノキ、3箇所にクリ、ケヤキ、コナラなどの広葉樹を植林。1箇所は天然更新。成長のモニタリング。

【194(い10)】29-36年生スギ、ヒノキ林。昨年度収穫間伐実施。

2013年10月11日

現地審査:

【90は4】学術参考林(大菩薩のウラジロモミ)。10年前に木道を整備。

【92い2】今年度新植地。カラマツ70%、ミズナラ30%で混植。主伐、植林の状況を確認。今後の成長について議論。

【88へ3】昨年度、55年生カラマツ主伐地。架線で集材。カラマツ、ミズナラを混植予定。林道の取り扱いについて確認。

書類審査:一般規準及びチェックリストによる再確認

審査員の検証ミーティング、結果の発表、推奨事項等の議論、認証過程の次段階の説明

#### 6.4.1 審査で評価された基準

前回審査時の指摘事項や潜在的な欠点、利害関係者からのコメント、管理や認証範囲の変化、行われている活動に基づき、評価される原則が選択された。全ての原則は4年の年次監査の間に一度は確認される。

以下の原則が評価された。

4, 6, 7

#### 6.5 利害関係者との協議

45人の利害関係者と連絡を取った。

9人から返事を得られた。

アンケートは2013年9月9日に送付された。

審査中に3人にインタビューをした。

利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。

#### 6.6 改善要求事項の確認

以前付された条件に関して実行された内容は本レポートの2章で確認されている。

#### 6.7 審査した事項および場所の選択理由

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況、森林文化の森などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

##### 6.7.1 訪問したサイトの説明

5章と同

##### 6.7.2 確認された記録

苦情

特になかった。

前回審査以来起こった、致命的な森林作業での事故の件数

昨年(2012)の審査以降、労災が適用となる事故は発生しなかった。

昨年(2012)の化学薬品使用リスト、数量および使用の理由

忌避剤

コニファー:2,134リットル

ヤシマレント:834kg

ランテクター:16リットル

松食い伐倒駆除

ヤシマNCS:758リットル

## 教育訓練記録

山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2012年度も複数回の研修が行われた。

2012年11月6日に、県森林総合研究所において、林務職員、林業事業者を対象とした研修を開催した。また2013年9月10、19日に、県有林請負事業者が参加する安全衛生の研修会、指導会を開催した。さらに、林務職員に対し、2013年4月15日に全体会議を開催した。

### 今後12ヶ月の施業計画

今後100年間の方針を含む、2011年4月1日から10年間の第2次県有林管理計画を策定している。

### 森林資源の記録

第2次県有林管理計画の齢級別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿には小班の測量データが入力されており、毎年更新しているため、非常に正確である。

### 伐採記録

主伐41,128 m<sup>3</sup>

(うち林道開設のための皆伐量2,256m<sup>3</sup>)

利用間伐13,533 m<sup>3</sup>

### FSC認証製品の販売記録

上記伐採量全てをFSC認証製品として販売していた。

**グループ認証のみ: 昨年グループ管理者からグループメンバーへ送付された正式な書類**

単独認証なので該当しない。

## 6.8 製品の追跡、識別

立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。

市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、山土場で集積された丸太は、一式をFSCラベリングバンドで括っている。

## 6.9 森林管理者による2次加工

山梨県は加工を行っていない。

## 6.10 規準の適合／修正

以前の審査で使用された規準への変更はなかった。

## 6.11 範囲の確認

審査チームは現在のFSC認証森林と製品の範囲を確認した。前回の審査から変更はなかった。

## 6.12 管理状況の変化

審査チームは管理状況の変化を確認した。重要な変化は確認されなかった。

## 6.13 年次監査の結果

年次監査の結果は、付属文書1規準及びチェックリストに記録されており、不適合事項は本レポート2章に記載されている。また以下の「課題」を参照。

## 6.14 提示された課題

評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。

規準	課題
	なし

## 7.0 第2回年次監査

### 7.1 年次監査日程

2014年10月20日～22日

### 7.2 年次監査を実施するための人日数

6人日

### 7.3 監査チーム

監査チームは以下のとおり構成された。

#### 1) 白石則彦

白石則彦博士は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授である。以前は10年間、農林水産省の研究機関である森林総合研究所に研究員として勤務していた(筑波本所, および北海道支所)。研究の専門分野は森林計測、森林資源調査および森林経営である。博士号の学位を東京大学で取得した。森林認証や森林モニタリングなど幅広い分野で研究論文を発表している。

#### 2) 小川 直也 (主任審査員)

小川直也は、FSC森林認証審査の審査員としてわが国における審査事例に数多く参加した。株式会社アマタ環境認証研究所に所属し、同社の森林認証事業の審査員である。東京大学で森林科学を専攻し農学修士号を取得している。

#### 3) 山野下 仁文

山野下仁文は、株式会社アマタ環境認証研究所に所属し、同社の森林認証事業(COC)の主任審査員である。名古屋大学で林学を専攻し農学学士号を取得している。

チームメンバーの履歴はファイルに保管されている。

### 7.3.1 報告書作成者

小川 直也

## 7.4 監査過程

現場審査では、地域、標高、樹種、管理方法などが異なる多様なサイトをこれまでの訪問現場と重ならないよう配慮して選択した。観察した場所には、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、収穫、搬出、獣害防除といった各管理段階にわたる管理現場と、林道状況、森林文化の森などが含まれている。また、実際に作業している請負者の安全装備・労働条件等に関するインタビューも行った。

### 7.4.1 審査で評価された基準

前回審査時の指摘事項や潜在的な欠点、利害関係者からのコメント、管理や認証範囲の変化、行われている活動に基づき、評価される原則が選択された。全ての原則は4年の年次監査の間に一度は確認される。

以下の原則が評価された。

4, 5, 8

## 7.5 利害関係者との協議

6人の利害関係者と連絡を取った。

2人から返事を得られた。

アンケートは2014年9月19日に送付された。

審査中に3人にインタビューをした。

利害関係者からの議題とウッドマークのコメントについては付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果を参照。

## 7.6 改善要求事項の確認

以前付された条件に関して実行された内容は本レポートの2章で確認されている。



## 7.7 審査した事項および場所の選択理由

2014年10月20日

現地審査:

【93ほ1】カラマツ皆伐後のカラマツ・ミズナラ混植地。平成25年にカラマツ7:ミズナラ3の割合で植林。混植林における成長のモニタリングを開始。シカ防護のための金網を設置。

書類審査: 前回審査報告書の条件、観察事項の改善状況を確認、一般規準及びチェックリストによる再確認

2014年10月21日

現地審査:

【567い4】カラマツ植林地。平成25年地拵え、平成26年春植林。地拵えと植林はいつも別事業として発注。

【561い8】木賊(とくさ)見本林。90年生前後のカラマツ高齢植林地。カラマツ長伐期の見本林。ここ20~30年は伐採をしていない。間伐試験やカラマツ高齢林施業体系作成の可能性について議論。

【543い9】47年生カラマツ利用間伐作業中。作業道開設、伐採作業の確認。請負業者(有限会社細田組)へのインタビュー。

【541に7,8】43年生カラマツ保育間伐作業中。道から遠いため今回は伐り捨て。作業状況の確認。請負業者(西小尾(にしおび)林業企業組合)へのインタビュー。

2014年10月22日

現地審査:

【143ほ4】3年生ヒノキの雪起こし実施地。今年2月の大雪により倒伏。ジュート麻縄を使用。シカ食害防止のため忌避剤(コニファー)を春と秋の年2回使用。

【52い1、い14】カラマツ整理伐。上層のカラマツ、余分な広葉樹を伐採し、上層の広葉樹を育成し、針広混交林へ誘導。作業内容の確認。

【423-I い1】65年生カラマツ皆伐作業中。侵入して成長したアカマツも対象。国立公園第三種特別地域。平成26年度に入札で売り払い。審査日の週末から山梨県素材生産事業者協議会主催の林業機械展を開催予定。素材生産業者(有限会社京島開発)へのインタビュー。

審査員の検証ミーティング、結果の発表、推奨事項等の議論、認証過程の次段階の説明

### 7.7.1 訪問したサイトの説明

5章と同

### 7.7.2 確認された記録

苦情

特になかった。

前回審査以来起こった、重大または致命的な森林作業での事故の件数

平成25年度から今までで労災適用事故は3件発生したが、致命的な事故はなかった。

昨年の化学薬品使用リスト、数量および使用の理由

シカ忌避剤

コニファー:4,364リットル

ヤシマレント:326.90kg

ランテクター:83.10リットル

マツクイムシ駆除

ヤシマNCS/キルパー40:600.90リットル

マウントT7.5B油剤:40.30リットル

### 教育訓練記録

県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。技術職員による安全管理研修、作業別の安全管理研修がなされている。

林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)による研修も行われている。

これらの研修は2013年度にも複数回実施され、参加記録はまとめられている。

素材生産業者が加盟している林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部に対し、県有林内の森林整備における「安全装備の装着基準」について文書で周知を行った。

また、県有林の職員から、立木入札後の現場引渡しの際に、素材生産業者に対し、安全装備の装着と安全管理についての注意喚起を行うこととした。

## 今後12ヶ月の施業計画

今後100年間の方針を含む、2011年4月1日から10年間の第2次県有林管理計画を策定している。

## 森林資源の記録

第2次県有林管理計画の齢級別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿には小班の測量データが入力されており、毎年更新しているため、非常に正確である。

## 伐採記録

主伐41,856 m<sup>3</sup>

(林道開設のための皆伐量1,856m<sup>3</sup>)

利用間伐9,012 m<sup>3</sup>

## FSC認証製品の販売記録

上記伐採量全てをFSC認証製品として販売していた。

**グループ認証のみ: 昨年グループ管理者からグループメンバーへ送付された正式な書類**

単独認証なので該当しない。

## 7.8 製品の追跡、識別

立木で販売する際には、図面で明示するとともに、境界木にはマーキングをすることで現地においても境界を明らかにしている。

市場で販売する際には、伐採から市場までの搬送を請負者に委託するが、伐採は他の森林と同時には行わず、山土場にも他の森林の材を集積させない。また、山土場で集積された丸太は、一式をFSCラベリングバンドで括っている。

## 7.9 森林管理者による2次加工

山梨県は加工を行っていない。

## 7.10 規準の適合／修正

以前の審査で使用された規準への変更はなかった。

## 7.11 範囲の確認

審査チームは現在のFSC認証森林と製品の範囲を確認した。前回の審査から変更はなかった。

## 7.12 管理状況の変化

審査チームは管理状況の変化を確認した。重要な変化は確認されなかった。

## 7.13 年次監査の結果

年次監査の結果は、付属文書1規準及びチェックリストに記録されており、不適合事項は本レポート2章に記載されている。また以下の「課題」を参照。

## 7.14 提示された課題

評価することが難しい事項、または矛盾する証拠が特定されたときには、この章で課題として議論され、以下のとおり結論を得る。

規準	課題
	なし

付属文書1 一般チェックリスト

NB - this checklist should be used in conjunction with the verifiers and guidance in the Woodmark Generic Standard

適合規格バージョン:
2.0
地域/国:
日本
適合日:
2010年10月
前回審査以降の規格変更概要:
以前の審査で使用された規準への変更はなかった。

A	セクションA: FSC®トレードマーク要求事項 FSC-STD-50-001 認証取得者によるFSCトレードマークの使用に関する要求事項	採点対象外	
A.1.	すべての認証製品用トレードマークのデザインはFSCトレードマーク要求事項を満たしている。 例: 丸太へつけるタグに使用するラベルはウッドマークにより2009年5月5日に承認されている。		
更新	全てのトレードマークデザインはAIEC/ウッドマークにより承認されていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。2011年1月24日承認の県有林材出荷用ビニールバンド等。	✓	
年次1	全てのトレードマークデザインはAIEC/ウッドマークにより承認されていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。2013年3月12日承認の県有林材出荷用ビニールバンド等。	✓	
年次2	認証製品用FSCラベルの新たな使用はなかった。	✓	
年次3			
年次4			

A.2.	すべての広告宣伝用トレードマークのデザインはFSCトレードマーク要求事項を満たしている。 例: 請求書の雛形に使用するトレードマークはウッドマークにより2009年2月4日に承認されている。		
更新	全てのトレードマークデザインはAIEC/ウッドマークにより承認されていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。2011年11月28日承認の広報誌等。	✓	
年次1	全てのトレードマークデザインはAIEC/ウッドマークにより承認されていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。2013年1月28日承認のパンフレット等。	✓	
年次2	全てのトレードマークデザインはAIEC/ウッドマークにより承認されていた。トレードマーク使用記録はすべて一覧として提出された。2014年7月24日承認の冊子等。	✓	
年次3			
年次4			

規格番号	基準	得点	改善要求
------	----	----	------

<b>SCORING SUMMARY</b>		
FSC原則#1: 法律とFSCの原則の順守 森林管理は、日本の全ての法律及び日本が調印した全ての国際条約や合意を順守する。また、「FSCの原則と規準」にも従う。		4.4
FSC原則#2: 保有権、使用权および責務 土地や森林資源に関する、長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。		
FSC原則#3: 先住民の権利 先住民が、彼らの土地やテリトリー、資源を所有、利用、そして管理する法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。		
FSC原則#4: 地域社会との関係と労働者の権利 森林管理は、林業に従事するものと地域社会が、長期にわたり社会的、そして経済的に十分な便益を得られる状態を継続、あるいは高めるものであること。		
FSC原則#5: 森林のもたらす便益 森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる多様な生産物やサービスの効果的な利用を促進するものであること。		
FSC原則#6: 環境への影響 森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そしてかけがえのない、しかも壊れやすい生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。		

FSC原則#7：管理計画 森林において実施される事業の規模と内容に応じた適切な管理計画が文書化され、それに沿って事業が実施され、また、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。	
FSC原則#8：モニタリングと評価 森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行われること。	
FSC原則#9：保護価値の高い森林（HCVF）の保存 保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行わなければならない。	
FSC原則#10：植林 植林は、原則の1から9及び原則10とその規準とに従って計画および管理されるものとする。植林は、社会的、そして経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすとともに、自然林の管理を補助し、自然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。	

1		FSC原則#1：法律とFSCの原則の順守 森林管理は、日本の全ての法律及び日本が調印した全ての国際条約や合意を順守する。また、「FSCの原則と規準」にも従う。	4.4
1.1		FSC規準1.1：森林管理は、全ての国際法、国内法及び各自治体の条例や行政的要求事項を順守する。	5
1.1.1		森林管理に関連した国や地域の法律、行政上の要求事項に関して違反をしている証拠はない。	
	更新	以下の国内の主要法を認識し文書として保管している。 森林・林業基本法 森林法 森林組合法 森林病虫害等防除法 砂防法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 自然環境保全法 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 林道規定 労働安全衛生法 農薬取締法 種苗法 分収林特別措置法 租税特別措置法 また法指定区域の各種図面を有し、森林簿上でも記載している。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-
1.1.2		森林管理者は、関連する行動規準、指針、合意等に対する認識を有している。	
	更新	十分に認識している。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-
1.1.3		関連する行動規準、指針、合意等の精神に従っていないという事実はない。	
	更新	従っている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-
1.1.4		法関係の書類は保管され、少なくとも一人は法令集の管理や更新に責任をもつこと	
	更新	本庁で保管している。維持更新は担当の吉原氏を中心に県職員が行っている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-

	年次3		
	年次4		

1.1.5		関与する法令等については従業員・作業員への周知を図ること	
	更新	通知文、研修会等で周知している。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.2		関連する法的に規定された料金、ローヤリティ、税そして他の費用は、全て払わなければならない。	5
1.2.1		森林管理者は料金、特許権使用料、税金そのほかの該当する費用等の支払い証拠を提出することができる。	
	更新	消費税申告、職員への給料、請負業者への請負費用、恩賜林保護団体(財産区、市町村、組合)への交付金などの支払いは適正に行われている。 所在市町村交付金を市町村に支払っている。固定資産税に代わるものとしての意味合い。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3		CITES (ワシントン条約)、ILO条約、ITTA(国際熱帯木材協定)、生物多様性条約等の国際的取り決めへの加盟国は、それらで、規定されているすべての事項に従わなければならない。	4
1.3.1		森林管理者はその地域のワシントン条約 (CITES) を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。	
	更新	ワシントン条約記載種は取り扱っていないため該当しない。	NA
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3.2		森林管理者はその地域に該当するILO条約を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。以下のILO条約の実行は、認証の為の最低限の条件である。第29号、第87号、第97号、第98号、第100号、第105号、第111号、第131号、第138号、第141号、第142号、第143号、第155号、第169号、第182号、林業労働における安全衛生に関するILO行動規程、勧告135号・最低賃金決定・1970年。	
番号		★...日本が批准した条約	
★29		強制労働、1930年	
★87		結社の自由及び団結権保護、1948年	
97		移民労働者 (改正)、1949年	
★98		団結権及び団体交渉権、1949年	
★100		同一報酬、1951年	
105		強制労働廃止、1957年	
111		差別待遇 (雇用及び職業)、1958年	
★131		最低賃金決定、1970年	
★138		最低年齢、1973年	
141		農業従事者団体、1975年	
★142		人的資源開発、1975年	
143		移民労働者 (補足規定)、1975年	
155		職業上の安全及び健康、1981年	
169		原住民及び種族民、1989年	
★182		最悪の形態の児童労働、1999年	
	更新	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3.3		児童労働は行われていない。最低年齢は守られている。	
	更新	児童労働は行われていない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3.4		最低賃金は守られている。	
	更新	最低賃金は守られている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3.5		強制労働や借金による拘束は行われていない。	
	更新	強制労働や借金による拘束は行われていない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3.6		森林管理者はその地域のITTA (国際熱帯木材協定) を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。	
	更新	日本はITTAに調印しているが、当地域では熱帯木材の取引はないため、該当しない。	NA
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3.7		森林管理者はその地域に該当する生物多様性条約を認識し、その規定を順守するに相応しい活動を行っている。	
	更新	国・県のレッドデータブックに従い、貴重な動植物の保護が図られている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.3.8		他の国際協定も順守されている。	
	更新	その他特に該当する国際協定はない。	NA
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.4		法令と「FSCの原則と規準」とが整合しない場合は、認証の目的に沿って、認証機関及び関連組織により状況に応じた評価がされなければならない。	NA
1.4.1		法律、規定と「FSCの原則と規準」の間の摩擦は森林管理者によって特定され、これは認証審査チームの承知事項でなければならない。	
	更新	公務員の団体交渉権は法律で認められていないが、労働者の権利は国内法(労働基準法)で守られている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.5		対象となる森林管理地域は、不法伐採や移住、またその他の無許可の行為から保護されなければならない。	4
1.5.1		管理対象の山林は、森林管理者または使用権を持つ地元の人々の管理下でない収穫などの行為(植民、違法収穫、密猟など)から保護されている。	
	更新	保護団体による管理、森林保全巡視事業による巡視が行われている。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓
	年次1	-	-
	年次2	保護団体による管理、森林保全巡視事業による巡視が行われている。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓
	年次3		
	年次4		

1.5.2		未許可の行為を発見・阻止するシステムが存在する。	
	更新	保護団体による管理、森林保全巡視事業による巡視が行われている。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓
	年次1	-	-
	年次2	保護団体による管理、森林保全巡視事業による巡視が行われている。 入山希望者には入山許可を発行している。 林道のモニターも行われている。 不法投棄監視パトロールを行っている。各市町村でも行っているところがある。 現地でも未許可の行為は観察されなかった。	✓
	年次3		
	年次4		

1.5.3		管理者は森林における違法または未許可の行為を阻止する対策を実行している。	
	更新	上記システムが実施されている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	上記システムが実施されている。	✓
	年次3		
	年次4		

1.6		森林管理者は、「FSCの原則と規準」を長期にわたり厳守することを証明しなければならない。	4
1.6.1		森林管理者は長期にわたってFSC原則と規準に従うこととする声明を文書化しなければならない。	
	更新	第2次県有林管理計画で謳っている。P49「FSC森林管理認証を活用した管理」	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

1.6.2		森林管理者は管理下にあつて認証審査の範囲に含まれていない場所について示さなければならない。	
	更新	他団体への貸付地等は管理下にないため、15,246haの県有林が認証の範囲から除外されている。	NA
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

2		FSC原則#2：保有権、使用権および責務 土地や森林資源に関する、長期にわたる保有や使用の権利は、明確に規定されるとともに文書化され、また法的に確立されること。	3.8
2.1		対象となる土地を長期にわたり森林として使用する権利（土地の所有権、慣習上の権利、賃貸契約など）が明確に証明されていなければならない。	4.5
2.1.1		法的所有権または保有権の証明が可能で、争議の対象になっていない。	
	更新	恩賜県有財産模範林という登記が登記簿上でなされている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

2.1.2		法的な境界線を明確に表した地図がある。	
	更新	境界延長は2544kmある。 境界測量を1913年から1918年に行っている。 1958年から1989年に境界確認を行っている。コンクリートの境界標柱や自然石を目印とし、主要点には御影石の標識を設置している。 重要度に応じ2年、4年、または10年ごとに1回、境界保全巡視事業により巡視を行っている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

2.1.3		森林管理を行っている土地の長期的維持に努めている。	
	更新	長期的に維持する方針である。 林地を道路用地等、公共・公益利用に提供することがある。その際の売り払い代金を県有林基金とし、他の場所を買付けることにより、合計面積を減らさないようにしている。	✓
	年次1	-	-

年次2	-	-
年次3	-	-
年次4	-	-

2.1.4		地域社会が慣習的に所有するか、もしくは占有して使用している土地の集団的所有や管理について、明確で、信用でき、公式に認められた証拠がある。これは地域社会自身によって認められている。	
更新		該当しない。	NA
年次1	-	-	-
年次2	-	-	-
年次3	-	-	-
年次4	-	-	-

2.2		地域社会（住民）の法的、慣習的保有権あるいは使用権は、地域社会（住民）が森林施業を行う上で必要な権利や資源が確保される範囲で行使されるべきである。ただし、地域社会が、自由意志により、同意を行った上で、管理を他の機関に委託した場合を除く。	3.5
2.2.1		地域社会の森林資源全ての法的又は慣習的保有権または使用権は、森林管理者によって明確に文書化・地図化されている。	
更新		山梨県恩賜県有財産管理条例、山梨県恩賜県有財産土地利用条例などで定めている。従来からの入会慣行を各地域の保護団体に認めており、希望する限り、永世、毎年、草木の払い下げをしている。	✓
年次1	-	-	-
年次2	-	-	-
年次3	-	-	-
年次4	-	-	-

2.2.2		地域社会の森林資源全ての法的または慣習的保有権または使用権は、森林管理計画とその実践において認められ尊重されている。	
更新		同上。尊重されている。	✓
年次1	-	-	-
年次2	-	-	-
年次3	-	-	-
年次4	-	-	-

2.2.3		地域社会の権利と資源を保護するために必要な範囲内で、森林管理者は地域社会に森林施業の管理権限を委譲している。	
更新		保護団体が巡視等の義務を負い、実施している。保護団体には交付金が支払われている。	✓
年次1	-	-	-
年次2	-	-	-
年次3	-	-	-
年次4	-	-	-

2.3		保有権に関する主張や使用権に関する論争を解決するため、適切な手段が講じられなければならない。認証評価の際には、あらゆる未解決論争についての詳細や状況が全て考慮に入れられる。重大な利害関係を含む重要な論争が未解決の場合、通常、管理に関する認証は不的確とされる。	3.5
2.3.1		森林管理者と地域社会間の保有権・使用権の争議を解決するために相応しいシステムが存在する。	
更新		口頭受理用紙で、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。文書開示請求があれば条例に従い応じる。クイックアンサー制度が2007年2月から始まり、県民からの質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	✓
年次1	-	-	-
年次2		口頭受理用紙で、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。文書開示請求があれば条例に従い応じる。クイックアンサー制度が2007年2月から始まり、県民からの質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。境界管理を行うことで争議を未然に防いでいる。	✓
年次3	-	-	-
年次4	-	-	-

2.3.2		地域社会と森林管理者との間の保有権・使用権の争議の際には、争議解決システムが尊重されている。	
更新		上記システムが尊重されている。	✓
年次1	-	-	-
年次2		上記システムが尊重されている。	✓
年次3	-	-	-
年次4	-	-	-



2.3.3		地域社会と森林管理者間の土地の権利に関する争議で、地域社会の将来的な権利を保証しない森林管理業務は、争議の解決をみるまでは停止されることを規定する管理指針や手順が存在する。	
	更新	境界確定は所有者立会いの下で行うために、この数十年は境界に関する争議はない。そのため争議があった際に森林施業を停止する事は文書化はされていない。ただし争議が合った場合は、解決するまで事業を発注しないことをインタビューで確認した。	✓
	年次1	-	-
	年次2	境界確定は所有者立会いの下で行うために、この数十年は境界に関する争議はない。そのため争議があった際に森林施業を停止する事は文書化はされていない。ただし争議が合った場合は、解決するまで事業を発注しないことをインタビューで確認した。	✓
	年次3		
	年次4		

2.3.4		森林管理の目標、目的を侵害しない範囲において、法的あるいは、慣習的権利を有さない地域社会に対しても、森林資源にアクセスできるよう、努力が図られている。	
	更新	登山が認められている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	登山が認められている。	✓
	年次3		
	年次4		

2.3.5		保有権・使用権に関する未解決の重大な争議は見あたらない。	
	更新	争議はない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	争議はない。	✓
	年次3		
	年次4		

3		FSC原則#3：先住民の権利 先住民が、彼らの土地やテリトリー、資源を所有、利用、そして管理する法的及び慣習的権利が認められ、尊重されること。	NA
3.1		先住民の土地やテリトリーについては、先住民が森林管理の統御を行えるものとする。ただし、先住民が、自由意志により、情報に基づいた同意をしたうえで、管理を他の機関に委託している場合を除く。	
		日本の先住民として知られているのはアイヌの人々であり、北海道ではこの問題が出てくるが、本州の関東圏とその周辺には先住民がいない。したがって原則3は該当しない。	
3.1.1		管理区域の付近に住む、移住性のグループを含む全ての先住民や伝統民の独自性、居住地、人口は森林管理者により文書化されている。	
3.1.2		管理区域内の土地、テリトリー、または慣習的権利に関する全ての要求事項は文書化され明確に地図化されている。	
3.1.3		関係する地域社会は自分自身を先住民または部族と認識している。	
3.1.4		上の規準3.1.2で地図化される地域においては、その土地、テリトリーまたは慣習的権利を要求する先住民の、情報に基づいた自由意志による同意がないかぎり、いかなる種類の森林管理施業も行われない。	
3.2		森林管理は、直接的あるいは間接的を問わず、先住民の使用資源を脅かしてはならないとともに縮小してはならない。	
3.2.1		先住民の土地付近において、管理外の施業であっても、そのような作業が行われる前には、地域社会の有する潜在的な土地利用を調べ、地域社会の監視の下、物理的に明確な境界を定めなければならない。	
3.2.2		森林施業が及ぼす、先住民の資源や権利への直接的・間接的な影響について文書化しなくてはならない（例：水源、野生生物の攪乱）。	
3.2.3		森林管理が及ぼす、先住民の資源や権利への侵害や直接的・間接的な影響を防止するために、文書化された適切な方針と手順を所持しなくてはならない。	
3.2.4		生活に必要な不可欠な資源の伝統的な入手権および伝統的活動は認められている。	

3.3		FSC規準3.3: 先住民にとり、文化的、生態的、経済的あるいは宗教的に重要な意味をもつ特別な土地に関しては、先住民との間で明確に確認されなければならない。また、森林管理者はこれを承認するとともに、保護しなければならない。		
3.3.1		森林管理を始める前までに、管理区内における考古学的、宗教的、歴史的、その他文化的に重要な土地の特定、記録、地図化に関する方針と手順は文書化され、実践されている。		
3.3.2		方針と手続きには、そのような土地の確認に先住民が参加することも含まれている。		
3.3.3		森林管理施業（例：収穫、林道建設など）が行われる間に実施される、そのような土地の特定と保護に関する方針と手順は文書化され実践されている。		
3.3.4		特定された土地の適切な保護や管理に関する方針や手順は、文書化され実践される。		
3.3.5		そのような土地の保護や管理に関する全ての計画は、先住民の代表の、情報に基づいた十分な賛同を得なくてはならない。		
3.4		先住民は、彼等が持つ森林に生息する種の利用方法や、森林の管理方法に関する伝統的な知識が使用された場合には、それらについての代償を受けなければならない。この代償については、森林管理を開始する以前に、先住民の、自由意志による、情報に基づいた正式な同意を得なければならない。		
3.4.1		管理者は森林施業への伝統的な知識の適用について全て記録している。（例：森林生物種の使用または管理システムに関して）		
3.4.2		地域社会は、そのような適用から生じる森林管理主体への潜在的な商業的利益を含めて全て、説明を受けている。		
3.4.3		地元社会は、事前合意にもとづき、そのような適用について十分に補償されている。		
4		FSC原則#4：地域社会との関係と労働者の権利 森林管理は、林業に従事するものと地域社会が、長期にわたり社会的、そして経済的に十分な便益を得られる状態を継続、あるいは高めるものであること。	3.6	
4.1		森林管理区域内の地域社会、もしくは隣接する地域社会に、雇用、訓練そして他のサービスを受ける機会が与えられなければならない。	4	
4.1.1		地元または森林に依存している人々には雇用や訓練の機会が等しく与えられなければならない。		
	更新	造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は59社(登録者数107)である。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2011年度は18回の研修が行われた。	✓	
	年次1	造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は51社(登録者数103)である。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2012年度も複数回の研修が行われた。	✓	
	年次2	造林作業は、山梨県に登録されている県内業者が請負契約で行っている。その請負業者は52社(登録者数105)である。 山梨県森林総合研究所では毎年研修事業を実施している。2013年度は18回の研修・講習(資格取得のためのもの)が行われた。さらに技能者養成研修が9回、学校教員向け研修が2回実施された。	✓	
	年次3			
	年次4			
4.1.2		森林管理主体の規模、種類、場所に相応な範囲で、地域社会の住民に健康や教育といった基本的なサービスを提供しなければならない。		
	更新	県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。	✓	
	年次1	県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。活動主体は地域の団体である。	✓	
	年次2	県民の森や森林文化の森で毎年ワークショップ等がある。またこのような森には遊歩道を設置、管理している。活動主体は地域の団体である。	✓	
	年次3			
	年次4			

4.1.3		労働者は雇用、昇進、解雇、報酬および雇用に関する社会保障において差別されてはならない。	
	更新	請負業者へのインタビューで確認している限りでは差別は確認されなかった。	✓
	年次1	請負業者へのインタビューで確認している限りでは差別は確認されなかった。	✓
	年次2	請負業者へのインタビューで確認している限りでは差別は確認されなかった。	✓
	年次3		
	年次4		

4.1.4		被雇用者または請負者の収入は同じ地域の同様の職業と比較して最低限同じでなければならない。また定められた最低賃金以下であってはならない。	
	更新	山梨県は自治体として法律を守る立場にあり、請負業者の収入は最低賃金以下ではなく、地域の標準的な収入である。請負業者への聞き取りでも確認された。	✓
	年次1	山梨県は自治体として法律を守る立場にある。請負業者内の個人別給与支払までは監督できる立場にないが、請負業者に対しては適正な請負金額を支払っている。また日々のコミュニケーションにおいて、労働条件に問題がないことを確認している。請負業者への聞き取りでも、賃金面での問題はないことが確認された。	✓
	年次2	山梨県は自治体として法律を守る立場にある。請負業者内の個人別給与支払までは監督できる立場にないが、請負業者に対しては適正な請負金額を支払っている。また日々のコミュニケーションにおいて、労働条件に問題がないことを確認している。請負業者への聞き取りでも、賃金面での問題はないことが確認された。	✓
	年次3		
	年次4		

4.2		森林管理は、労働者やその家族の健康や安全に関する全ての関連法律や関連規則を満たさなければならない。	3
-----	--	---	---

4.2.1		管理者は、該当する健康と安全規則を熟知している。	
	更新	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などに従っている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について研修を行っている。また日常的に林災防のパトロールへの同行をしている。	✓
	年次1	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などに従っている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について研修を行っている。また各地域事務所で日常的に林災防のパトロールへの同行をしている。請負業者に対しても安全研修を提供している。	✓
	年次2	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などに従っている。県職員は毎年FSCで求められる安全管理について研修を行っている。また各地域事務所で日常的に林災防のパトロールへの同行をしている。請負業者に対しても安全研修を提供している。伐採業者に対しても情報を提供している。	✓
	年次3		
	年次4		

4.2.2		管理者は業務内容や使用する機器による従業員への危険度査定（リスクアセスメント）を実施し、危険度（リスク）を軽減または除去するためにしかるべき処置を施している。	
	更新	林災防がリスクアセスメントをテーマにした研修を行っている。取り組みは定着してきており、事業者は作業前にリスクアセスメントを実施している。一方、現地での事業者へのインタビューにより、刈払機の日あたり稼働時間や連続稼働時間が国の指針を超過している場合があることが伺われた。また前回審査以降に刈払機による労災適用事故が発生した。そこで刈払機による事故や振動障害の現状を調べ、請負業者へ注意喚起を促すことが推奨される。	✓
	年次1	林災防の研修に加え、FSCに関する安全研修の中で、リスクアセスメントをテーマにした研修を行った。方法に差異はあるが、事業者は作業前にリスクアセスメントを実施している。昨年以降刈払機による事故は発生していないが、県内の林業従事者が毎年受けている振動障害の検査では、およそ300人中5人程度が「要経過観察」と診断されている。2012年11月6日に、県森林総合研究所において、林務職員、林業事業者を対象とした研修を開催し、その中で刈払機についての研修を行った。また2013年9月10、19日に開催した、県有林請負事業者が参加する安全衛生の研修会、指導会において、安全な刈払機使用の指導を行った。さらに、林務職員が現地指導を行う際に刈払機の指導も徹底するよう、2013年4月15日の全体会議において周知した。審査中2社の請負業者に聞き取りを行ったが、安全対策の意識は高く、作業工程の工夫により刈払機の日あたり稼働時間や連続稼働時間が国の指針を超過しないよう取り組んでいることが確認された。	✓
	年次2	山梨県森林総合研究所による研修事業の中で、技術職員による安全管理研修、作業別の安全管理研修がなされている。KY活動も各事業者で毎朝行われている。	✓
	年次3		
	年次4		

観察事項  
2012.1

4.2.3		<b>従業員の業務と使用する機器に見合った安全訓練が実行されている。</b>		
	更新	県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)による研修も行われている。これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2011年度にも複数回実施されていた。	✓	観察事項 2013.1
	年次1	県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)による研修も行われている。これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2012年度にも複数回実施されていた。素材生産業者については法令上必要とされるもののほかに安全管理義務はないが、素材生産業者が参加する研修会等の際に、県からより一層の注意喚起を行うことが望まれる。	✓	
	年次2	県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。技術職員による安全管理研修、作業別の安全管理研修がなされている。林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)による研修も行われている。これらの研修は2013年度にも複数回実施され、参加記録はまとめられている。素材生産業者が加盟している林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部に対し、県有林内の森林整備における「安全装備の装着基準」について文書で周知を行った。また、県有林の職員から、立木入札後の現場引渡しの際に、素材生産業者に対し、安全装備の装着と安全管理についての注意喚起を行うこととした。	✓	
	年次3			
	年次4			
4.2.4		<b>従業員の業務と使用する機器に見合った安全装備が支給されている。</b>		
	更新	2012年1月24日に県森林総合研究所において林務職員と林業事業体を対象とした「労働災害の現状と対策」研修を実施した。2つの森林組合と10の林業事業体が参加した。昨年に引き続き、請負業者の安全装備使用状況を調査した。安全ズボンの装着率は昨年より11ポイント低下し、33%となった。イヤーマフについても昨年より8ポイント低下し、33%となった。国内法で既定されている安全装備は100%満たしているが、ILOに基づく安全装備の普及をさせるために、県として発注条件にどの程度ILOのガイドラインを入れ込むのか現在検討している。ILOで求めている安全装備の普及が進まない原因のひとつは、急傾斜地や猛暑の中ではILOの求める装備が現実的に合わないという現状がある。そこで、まずはILOのガイドラインを参考にしながらも、林災防等や請負業者と協力しながら、山梨県としての最適な安全装備を規定するべきである。	×	軽微な条件 2012.2
	年次1	請負業者の実態把握や、関係課、林災防山梨県支部及び山梨県森林整備組合員との協議を通じ、2013年10月7日付で、現状に応じた山梨県有林独自の安全装備の装着基準を定めた。基本的にILOのガイドラインに沿った内容となっているが、請負業者の意見を反映させ作成しており、無理のない内容となっている。また2012年11月6日の県森林総合研究所による研修や、2013年9月10日、19日の研修会、指導会において、再度安全装備装着の研修、指導を行った。その結果、2012年度の安全装備装着状況調査では、安全ズボンの装着率が75%、耳当ての装着率が66%まで改善した。主伐時は入札により立木を素材生産業者に売り払う。県には法令上必要とされるもののほか素材生産業者に対する安全管理義務はない。しかし、現場引渡しの際に注意喚起をしたり、研修会などで県の担当者が話をする機会もある。このほど作成した安全装備装着基準を素材生産業者に提示し、同様の水準の安全装備装着を勧めるなど、より一層の安全管理を促していくことが必要である。	✓	観察事項 2013.1
	年次2	素材生産業者が加盟している林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部に対し、県有林内の森林整備における「安全装備の装着基準」について文書で周知を行った。また、県有林の職員から、立木入札後の現場引渡しの際に、素材生産業者に対し、安全装備の装着と安全管理についての注意喚起を行うこととした。安全装備装着状況調査を継続して行っており、ほぼ100%に近づいている。	✓	
	年次3			
	年次4			
4.2.5		<b>管理者は、従業員が支給された安全装備を確実に使用するよう対策を施している。</b>		
	更新	現場の監督を行っているため、不備があれば指摘をしたり、責任者に注意をしたりする。林災防とともにパトロールを行っている。各林務環境事務所長を通じ、全請負業者を対象に「安全装備確認表」を基とした安全装備の装着状況調査を年に1度実施している。この結果をフィードバックし、請負業者へ指導をしている。今後、事業者評価を行い、安全装備装着状況を評価に加えることも検討している。	✓	観察事項 2013.2
	年次1	現場の監督を行っているため、不備があれば指摘をしたり、責任者に注意をしたりする。林災防とともにパトロールを行っている。各林務環境事務所長を通じ、全請負業者を対象に「安全装備確認表」を基とした安全装備の装着状況調査を年に1度実施している。この結果をフィードバックし、請負業者へ指導をしている。今後、事業者評価を行い、安全装備装着状況を評価に加えることも検討している。請負業者に対する新しい安全装備の装着基準を作成したので、これに沿って施工計画書の確認、現場での装着状況の確認などを行う予定。また、完了届に作業状況の写真を添付してもらうことで確認する。これらの確認、指導を徹底することが求められる。	✓	

年次2	<p>施工計画書に安全装備の装着計画を記載してもらうようにし、完成届に写真を添付するようにした。安全装備の装着基準、計画書、写真の例は県庁のホームページに掲載している。</p> <p>森林整備生産事業協同組合では2013年12月16日に安全装備基準の説明会を行った。</p> <p>2014年1月から仕様書の中に謳われるようになった。施工計画書、完成届で確認を行っていた。現地に訪問の際にも確認している。</p> <p>山梨県森林組合連合会、恩賜林連合会、森林整備生産事業協同組合には安全装備の装着基準を通知している。</p> <p>安全装備装着状況調査を継続して行っており、ほぼ100%に近づいている。(安全装備をまだ完全に着用していない少数の労働者の事例が、森林管理者によって示されている。)</p>	✓
年次3		
年次4		

4.2.6	<p><b>管理者は、仕事による従業員の事故と死亡、そしてその原因を記録し、将来において同様の事態を繰り返さないための予防処置を立て、それを実行している。</b></p>	
更新	<p>平成23年度は県有林内で4件の労災適用事故が発生した。これらは県に事件等報告書で報告される。この中で原因特定、再発防止についても謳われている。重大な事故の場合は林災防から管内の業者に対して通知もされる。</p>	✓
年次1	<p>昨年の審査以降、労災が適用となる事故は発生しなかった。</p>	✓
年次2	<p>平成25年度から今までで労災適用事故は3件発生した。熱中症、動物の通過による落石、シカ柵内にいたクマの襲撃。</p> <p>素材生産業者の事故件数は林業振興課で把握しているが、昨年は県有林での事故はなかった。</p> <p>事故が発生した際には他の請負業者にも通知している。</p>	✓
年次3		
年次4		

4.2.7	<p><b>事故の場合は補償が出る。</b></p>	
更新	<p>県の請負業者として登録されるためには労災加入は必須であるため、事故の場合は労災補償がおりる。</p>	✓
年次1	<p>労災の加入状況は、請負業者登録時に確認している。</p>	✓
年次2	<p>上記の事故には労災が適用された。</p>	✓
年次3		
年次4		

4.2.8	<p><b>全国的にみて安全衛生対策の最低限は守られている。</b></p>	
更新	<p>守られている。</p>	✓
年次1	<p>守られている。</p>	✓
年次2	<p>守られている。</p>	
年次3		
年次4		

4.2.9	<p><b>労働者がキャンプで生活している場合、居住環境や栄養状態は、ILOの林業における安全衛生の行動基準に最低限従わなければならない。</b></p>	
更新	<p>該当しない。</p>	n/a
年次1	<p>該当しない。</p>	n/a
年次2	<p>該当しない。</p>	n/a
年次3		
年次4		

4.2.10	<p><b>労働者の教育・訓練の場と機会を提供すること</b></p>	
更新	<p>県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。</p> <p>林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)による研修も行われている。</p> <p>これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2011年度にも複数回実施されていた。</p>	✓
年次1	<p>県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。</p> <p>林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)による研修も行われている。</p> <p>これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2012年度にも複数回実施されていた。</p>	✓
年次2	<p>県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。技術職員による安全管理研修、作業別の安全管理研修がなされている。</p> <p>林業・木材製造業労働災害防止協会(林災防)による研修も行われている。</p> <p>これらの研修は2013年度にも複数回実施され、参加記録はまとめられている。</p> <p>素材生産業者が加盟している林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部に対し、県有林内の森林整備における「安全装備の装着基準」について文書で周知を行った。</p> <p>また、県有林の職員から、立木入札後の現場引渡しの際に、素材生産業者に対し、安全装備の装着と安全管理についての注意喚起を行うこととした。</p>	
年次3		
年次4		

4.3		労働組合を組織し、雇用主との自発的な交渉を行う労働者の権利は、ILO条約第87、98で概説されているように、保証されなければならない。	3
4.3.1		雇用状態はILO条約87（付録2参照）を順守している。この条約は従業員の結社の自由の権利と団結権の保護を求めるものである。	
	更新	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次1	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次2	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次3		
	年次4		
4.3.2		雇用状態はILO条約98（付録2参照）を順守している。この条約は従業員の団結権および団体交渉権を求めるものである。	
	更新	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次1	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次2	労働者の権利は国内法で定められており、遵守されている。 公務員の団体交渉権は法律で認められていない。 請負業者の団体交渉権行使の有無は確認していない。小規模事業者なので労働組合はないと思われる。	✓
	年次3		
	年次4		
4.4		管理計画や管理方法は、社会的な影響に関する評価結果に配慮がなされなければならない。森林管理により直接影響を受ける人々やグループとの協議は継続して行わなければならない。	4
4.4.1		管理者は森林管理の規模と集約度に即して、以下の項目を含めた社会的影響の評価を行っている： - 影響されるグループの特定 - そのグループとの協議 - そのグループに対する施業の主な影響の特定 - 悪影響を改善する手法の明確化 - 上記手法の効果を評価するための、そのグループへとの定期的な連絡	
	更新	森林審議会、市町村、関係保護団体に開取りを行い、第2次管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。	✓
	年次1	「ひざ詰め談義」では知事が、「県政出張トーク」では林務長が地元住民や団体と直接話をする機会が設けられている。上がった意見については部局連絡会議を通じ県庁内に周知している。	✓
	年次2	来年度に次の第3次県有林管理計画を樹立予定で、市町村、保護団体には聞き取りを始めている。去年はひざ詰め談義、県政出張トークは開催されなかった。	✓
	年次3		
	年次4		
4.4.2		管理の意思決定には社会影響評価の結果が組み込まれる。	
	更新	関係者への開取りを行い、第2次管理計画を樹立した。	✓
	年次1	県民の意見を受け、公益林の比率を増やし、植林時には針広混交で植林する取り組みを行っている。	✓
	年次2	関係者への聞き取り結果を、第3次県有林管理計画に反映する予定。	✓
	年次3		
	年次4		

4.4.3		森林管理者は継続して地元の人々および関係ある団体（男性、女性とも）に聞き取りを行わなければならない。	
	更新	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第2次管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。聞き取り対象が特定の団体や性別に限定されることはない。	✓
	年次1	定期的な意見交換の場がもたれている。	✓
	年次2	管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度は必ず行われている。	✓
	年次3		
	年次4		

4.5		法的あるいは慣習的な権利、財産、資源、地域住民の所有する家畜などに対し損害を与えた場合における、苦情の処理及び公平な補償が行えるよう適切な方法が整備されていなければならない。このような損害を回避する手段がとられなければならない。	4
-----	--	--	---

4.5.1		苦情を解決する適切なシステムは文書化され、実践されている。	
	更新	口頭受理用紙で、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。 文書開示請求があれば条例に従い応じる。 クイックアンサー制度が2007年2月から始まり、県民からの質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。	✓
	年次1	口頭受理用紙で、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。 文書開示請求があれば条例に従い応じる。 クイックアンサー制度が2007年2月から始まり、県民からの質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。 意見は公園利用者からが多い。	✓
	年次2	口頭受理用紙で、口頭で受けた意見を正式に受け付けるシステムがある。 文書開示請求があれば条例に従い応じる。 クイックアンサー制度が2007年2月から始まり、県民からの質問や意見に対し1週間以内に回答する仕組みができています。 特に県有林に対する意見はなかった。	✓
	年次3		
	年次4		

4.5.2		地域の法的・慣習的権利、領地、資源または生計がダメージを受けた場合に、地域住民に公正な補償を行う適切なシステムが存在し、実践されている。	
	更新	必要などきは法律と県の仕組みに従って補償を行うことになっている。	✓
	年次1	必要などきは法律と県の仕組みに従って補償を行うことになっている。	✓
	年次2	必要などきは法律と県の仕組みに従って補償を行うことになっている。	✓
	年次3		
	年次4		

4.5.3		固有の伝統的な土地またはその近くに存在する、固有の伝統的な資源に対して与えた故意でないダメージは、その土地の伝統的な地域社会自身が同意した方法により補償されなければならない。	
	更新	該当しない	n/a
	年次1	該当しない	n/a
	年次2	該当しない	n/a
	年次3		
	年次4		

4.5.4		同意や承諾を得るため、また財産、資源、権利、生活へのダメージを避けるための、話し合いを通じた紛争解決の仕組みが存在する。	
	更新	必要などきは県の仕組みに従って補償を行うことになっている。県の仕組みではまず話し合いを行うこととなっている。	✓
	年次1	必要に応じて話し合いの場を設ける仕組みとなっている。	✓
	年次2	必要に応じて話し合いの場を設ける仕組みとなっている。	✓
	年次3		
	年次4		

5		FSC原則#5：森林のもたらす便益 森林管理は、経済的な継続性と、環境や社会が享受しているさまざまな便益とを確保できるよう、森林から得られる多様な生産物やサービスの効果的な利用を促進するものであること。	3.4
5.1		森林管理は、経済的に継続できるように努力されなければならない。またその一方で、生産にかかる全ての環境、社会そして管理費用に配慮するとともに、森林の生態系の生産性を維持するために必要な投資が確実に行われなければならない。	3.5
5.1.1		少なくとも今年度分の予想される収入と支出を示した森林管理主体の経営計画と予算がある。	
	更新	恩賜県有財産特別会計の予算書がある。	✓

年次1	-	-
年次2	恩賜県有財産特別会計の予算書がある。	✓
年次3		
年次4		

5.1.2		年間予算にて予想される収入は推定される森林産物の収穫量と整合している（5.6参照）。	
更新		一致している。	✓
年次1		-	-
年次2		予算には林産物収入が計上されている。しかし長引く材価の低迷により、収穫収入のみで必要経費をまかなうことはできない。一方、従来の製材品に加え、エンジニアリングウッドや木質バイオマス利用など、川下の木材利用方法が多様化している。このような状況の中、川下の需要に合わせ、より効率的に木材を生産するための新たな造林方法や販売に試験的に取り組むことが求められる。例えば、シカ防護柵の杭の代わりとなるような林縁木の維持、カラマツ高齢林施業体系の作成、広葉樹林の利活用、地拵えや苗木、植栽本数の工夫による低コスト造林などである。	✓
年次3			
年次4			

観察事項  
2014.3

5.1.3		年間予算にて予想される収入は、地域あるいは全国標準の材価と比較して妥当である。	
更新		予算作成時の材価から計算している。	✓
年次1		-	-
年次2		予算作成時の材価から計算している。	✓
年次3			
年次4			

5.1.4		年間予算には立木価格、特許権使用料または賃貸料を組み込んでいる。	
更新		貸地等の費用を組み込んでいる。	✓
年次1		-	-
年次2		貸地等の費用を組み込んでいる。	✓
年次3			
年次4			

5.1.5		年間予算には原則4と6にある社会的、環境的配慮のための支出割当てが明確になっている。	
更新		境界管理等保護管理費、林道災害復旧費、保護団体への交付金等の支出割当てが明確になっている。また文化の森管理費、獣害対策費用の支出割当ても明確である。	✓
年次1		-	-
年次2		境界管理等保護管理費、林道災害復旧費、保護団体への交付金等の支出割当てが明確になっている。また文化の森管理費、獣害対策費用の支出割当ても明確である。	✓
年次3			
年次4			

5.2		森林管理と林産物の流通は、森林がもたらす多様な生産物を最大限に活用するとともに、地域での生産物の加工を促すものでなければならない。	3.5
-----	--	---	-----

5.2.1		森林管理者はその産物の一定量を、小規模な工場や加工所などの地元の会社に提供する。（関連規準として以下の5.4を参照）	
更新		立木販売の際には落札に参加できる業者は現在県内の業者のみである。間伐材や一部丸太は県内市場で販売されている。副産物は保護団体に提供されている。	✓
年次1		-	-
年次2		立木販売の際には落札に参加できる業者は現在県内の業者のみである。間伐材や一部丸太は県内市場で販売されている。副産物は保護団体に提供されている。	✓
年次3			
年次4			

5.3		森林管理は、伐採や現場での加工作業に伴う廃材を最小限に抑え、他の森林資源への損傷を避けるものでなければならない。	3
-----	--	--	---

5.3.1		伐採中または伐採後に、残存木に過度なダメージが与えられていない。	
更新		仕様書で求めている。請負業者が残存木に過度にダメージを与えたときには請負業者に買い取ってもらう場合もある。現地でも問題は見られなかった。	✓
年次1		-	-
年次2		仕様書で求めている。請負業者が残存木に過度にダメージを与えたときには請負業者に買い取ってもらう場合もある。現地でも問題は見られなかった。	✓
年次3			
年次4			



5.3.2		材木は伐倒のあとすぐに引き出され、加工されている。	
	更新	利用するものはすぐに引き出している。	✓
	年次1	-	-
	年次2	利用するものはすぐに引き出している。	✓
	年次3		
	年次4		

5.3.3		新しい林業機械は、廃材を最小限にする必要性を考慮して選択されている。	
	更新	落札業者により保有機械や作業システムは様々である。県からは入札条件に全幹集材を規定し、材の有効利用をするようにしている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	林地の保全上問題のあるような材の残し方はしないよう求めている。利用に応じた採材をしてもらっている。請負作業の時は仕様書で搬出すべき材の規格を定めている。業者が希望すれば端材等は別途売り払いも行う。	✓
	年次3		
	年次4		

5.3.4		木材や他の林産物の付加価値づけに努力していること	
	更新	現場でのインタビューでは全幹集材後の木材は、価値が高まるように太さ・曲がりを見ながら造材していた。これは仕様書にも規定している。	✓
	年次1	-	-
	年次2	現場でのインタビューでは全幹集材後の木材は、価値が高まるように太さ・曲がりを見ながら造材していた。これは仕様書にも規定している。	✓
	年次3		
	年次4		

5.3.5		伐採や運材作業において、林床植物の残存や土壌の攪乱防止など林内生態系の維持や土壌肥沃度の保持に配慮すること	
	更新	現場審査で確認をした限り、スイングヤーダ及びウインチ集材作業地では林地のかく乱はなかった。皆伐地においても枝条残材は等高線上に並べるように仕様書に規定している。林地保全については立木販売の際の公売条件にも含まれている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	現場審査で確認をした限り、スイングヤーダ及びウインチ集材作業地では林地のかく乱はなかった。皆伐地においても枝条残材は等高線上に並べるように仕様書に規定している。林地保全については立木販売の際の公売条件にも含まれている。	✓
	年次3		
	年次4		

5.3.6		利用できない残材は、生物多様性の確保や土壌侵食防止上必要となる場合には作業現場に残しておくこと	
	更新	利用できない材は林地に残している。	✓
	年次1	-	-
	年次2	利用できない材は林地に残している。地拵えに使用している。	✓
	年次3		
	年次4		

5.4		森林管理は、地域経済の活性化と多様化に努め、特定の林産物だけに依存することを避けなければならない。	3.5
-----	--	---	-----

5.4.1		管理者は知名度の低い樹種、非木材林産物（NTFPs）、森林レクリエーション等を含めた、森林の潜在的な製品やサービスについて情報を持っている。	
	更新	キノコ、ナナカマド、サカキ、タケ、その他林産物等を副産物として販売している。すべての販売量は記録されている。3つの森林公園、12箇所の森林文化の森がある。金川の森で一部施設使用料を徴収している。無料の体験ツアーも実施している。青木ヶ原樹海のエコツアーもある。多くの登山客や観光客が訪れている。富士山の森づくり事業では毎年1000人規模のボランティアを受け入れている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	上記の取り組みが継続されている。富士山の森づくり事業では毎年300～400人前後のボランティアを受け入れている。	✓
	年次3		
	年次4		

5.4.2		管理者はこれらの製品やサービスの地域経済での（商業上または生活上の）役割を認知している。	
	更新	キノコ、ナナカマド、サカキ、タケ、その他林産物等を副産物として販売している。すべての販売量は記録されている。3つの森林公園、12箇所の森林文化の森がある。金川の森で一部施設使用料を徴収している。無料の体験ツアーも実施している。青木ヶ原樹海のエコツアーもある。多くの登山客や観光客が訪れている。富士山の森づくり事業では毎年1000人規模のボランティアを受け入れている。	✓

年次1	-	-
年次2	認知している。	✓
年次3		
年次4		

5.4.3		管理者は自らまたは地域の企業による知名度の低い樹種や非木材林産物の利用の可能性を評価している。	
更新		シラビソの梱包材を作っている業者がある。木工品を作るためにミズキを購入している業者もある。県有林内の広葉樹植栽の情報は把握しており、樹種ごと用途もまとめている。	✓
年次1		-	-
年次2		県有林内の広葉樹植栽の情報は把握しており、樹種ごと用途もまとめている。	✓
年次3			
年次4			

5.4.4		管理者は地域の企業による知名度の低い樹種や非木材林産物の使用を、それが他の管理目標を危険に晒さない限り奨励している。	
更新		県有林内に様々な広葉樹を植栽している。山菜などの副産物は保護責任のある地元へ払い下げられているが、他者に販売を拡大することは管理条例上難しい。	✓
年次1		-	-
年次2		県有林内に様々な広葉樹を植栽している。山菜などの副産物は保護責任のある地元へ払い下げられているが、他者に販売を拡大することは管理条例上難しい。	✓
年次3			
年次4			

5.5		森林施業は、森林のもたらす水資源や漁場などのサービス及び価値を認識し、維持し、必要に応じて高めていくものでなければならない。	3.5
-----	--	--	-----

5.5.1		森林管理者は流域内でのその森林の役割や影響を評価している。（水源と漁業の維持に配慮する規準として規準6. 5 bを参照）	
更新		東京、神奈川、静岡の源流域であることを認識している。下流に存在する漁協は把握している。	✓
年次1		-	-
年次2		東京、神奈川、静岡の源流域であることを認識している。下流に存在する漁協は把握している。	✓
年次3			
年次4			

5.5.2		森林管理者は漁業についてその森林の流域の上・中・下流での情報を有する。（水源と漁業の維持に配慮する規準として規準6. 5 bを参照）	
更新		県の花き農水産課で内水面の漁業に関する情報は把握している。	✓
年次1		-	-
年次2		県の花き農水産課で内水面の漁業に関する情報は把握している。	✓
年次3			
年次4			

5.5.3		森林計画と施業には特定された流域と漁業の価値の維持、向上が含まれている。	
更新		管理計画の中で水資源の保護が目的のひとつとされ、実行されている。	✓
年次1		-	-
年次2		管理計画の中で水資源の保護が目的のひとつとされ、実行されている。	✓
年次3			
年次4			

5.5.4		レクリエーションや自然体験の場として一般開放されていること	
更新		県内に12の森林文化の森を設置している。県内に森林公園を3箇所設置している。その他富士山及び山麓のエコツアー等、非常に多くの自然体験の場を提供している。	✓
年次1		-	-
年次2		県内に12の森林文化の森を設置している。県内に森林公園を3箇所設置している。その他富士山及び山麓のエコツアー等、非常に多くの自然体験の場を提供している。	✓
年次3			
年次4			

5.6		林産物の収穫は、それが持続できなくなるレベルを越えて行われてはならない。	3.5
-----	--	--------------------------------------	-----

5.6.1		管理の基礎たる施業システムは明確に示されている。	
更新		第2次県有林管理計画を策定した。山梨県版システム収穫表を用いて優良材生産林・ヒノキの育林体系図を作成した。同収穫表は継続して精度を高めるよう、施業の際に樹高、直径、本数密度データを収集、反映している。	✓
年次1		-	-
年次2		上記の通り。来年度に第3次県有林管理計画を樹立予定であり、関係者の意見や検討結果を踏まえ、必要であれば施業体系を再検討する。	✓
年次3			
年次4			

観察事項  
2014.2

5.6.2		年間、そして長期（1伐期以上）の予想される収穫量のレベルは明確に示されている。	
	更新	第2次県有林管理計画において、保続総括表を作成し、今後50年間の収穫量が示されている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	第2次県有林管理計画において、保続総括表を作成し、今後50年間の収穫量が示されている。今後の認証材需要の増加に備え、注文に応じどれだけの認証材が供給できるか、認証材の供給能力（樹種、量、期間、必要労働量等）の調査を行い、潜在的な供給可能量を把握しておくことが望ましい。	✓
	年次3		
	年次4		

5.6.3		永続的に維持できる林産物収穫という点において、管理計画の基礎となる予想される収穫量のレベルは明らかに正当である。	
	更新	第2次県有林管理計画では齢級別森林資源表において年間成長量が371,236m <sup>3</sup> と算出されている。今後10年間の計画収穫量は550,000m <sup>3</sup> （年間55,000m <sup>3</sup> ）であり、生産量は成長量を下回り永続的な収穫には問題ない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	実際の収穫量は計画収穫量を下回っており問題ない。	✓
	年次3		
	年次4		

5.6.4		主要商業種の更新、成長、蓄積量、品質、サイズ分布等に関する提示条件は全て明確であり、地域での最も有効な調査・目録データと同様である。	
	更新	第2次県有林管理計画の齢級別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿には小班の測量データが入力されており、毎年更新しているため、正確である。	✓
	年次1	-	-
	年次2	第2次県有林管理計画の齢級別森林資源表が4つの事業区ごとに作成されている。これは最新の森林簿のデータを基に作成している。県有林においては現在の森林簿には小班の測量データが入力されており、毎年更新しているため、正確である。	✓
	年次3		
	年次4		

5.6.5		予想される長期の収穫量レベルは、これまで行われてきたいかなる特別な森林の取り扱いを考慮しても、地域の持続的な生産量を上回らない。	
	更新	成長量を上回る伐採はない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	成長量を上回る伐採はない。	✓
	年次3		
	年次4		

6		FSC原則#6：環境への影響 森林管理は、生物の多様性とそれに付随する価値、水資源、土壌、そしてかけがえのない、しかも壊れやすい生態系や景観を保全し、生態学的な機能や森林の健全さを維持するものであること。	3.9
6.1		環境へ与える影響の評価は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ徹底して行なわれなければならないとともに、管理システムの中に十分に組み込まれていなければならない。評価は、現場設置型（オンサイト）加工設備による影響から、景観レベルでの影響までを含めて、配慮なされなければならない。環境への影響は、作業開始前に評価されなければならない。	3.5

6.1.1		林地を攪乱するいかなる作業が行われる前にも、適切な環境影響評価が行われるためのシステムが明記されている。そのシステムは、 - 森林管理の規模と強度にふさわしく、 - 景観レベルの配慮を行い、 - 影響を受ける資源の特殊性に見合うものである。	
	更新	環境影響評価要領を改定し、県有林環境調査要領として制定した。作業前に環境影響評価を行い、調査結果は県有林環境調査チェックシートとして記録している。	✓
	年次1	環境影響評価要領を改定し、県有林環境調査要領として制定した。作業前に環境影響評価を行い、調査結果は県有林環境調査チェックシートとして記録している。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.1.2		影響評価結果をその後の施業へ反映するシステムがある。	
	更新	県有林環境調査の結果を施業に反映させている。今までに希少植物を発見して移植したことがある。	✓
	年次1	県有林環境調査の結果を施業に反映させている。今までに希少植物を発見して移植したことがある。獣害が見られる箇所が多く、必要に応じ防除を行っている。	✓
	年次2	-	-

	年次3		
	年次4		

6.2a		希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息地（例えば、営巣地や採餌場所など）を保護する手段がとられなければならない。	
------	--	--	--

6.2.1		最も有効な情報に基づき、希少種、危急種、絶滅危惧種及びその生息域（例えば、営巣地や採餌場など）の存在の可能性が評価されている。	
	更新	2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。	✓
	年次1	2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。	✓
	年次2	2005年に山梨県レッドデータブックを作成。大きなメッシュで生息地を示している。	✓
	年次3		
	年次4		

6.2.2		貴重種がいる、またはいる可能性がある場所を特定し、地図化している。	
-------	--	-----------------------------------	--

	更新	建設中の中部横断自動車道の県有林内を通るルートにおいて希少種が発見された。これは同等環境に移植をして活着状況を見ている。平成26年度から新しいGISを導入する予定であり、今後その中で地図化する。	✓
	年次1	希少種確認調査野帳に記録している。 山梨県レッドデータブックに記載の希少種が発見された事例がある。 カラマツ間伐時にサンショウバラが発見された。光環境を改善した方が繁殖するというので、間伐を行った。 フッキソウの群生地が主伐予定地で発見された。近隣地への移植試験で定着が確認できたので、本格的に複数株を移植した。定着後は繁茂が見込めるため、全株移植の必要はない。定着が確認できたら主伐を行う予定。 ヒコサンヒメシャラ(皆伐地、周辺に多く生育するため特別な保護は必要なし)、ヤマシヤクヤク(下刈地、現状維持)も発見された。 また、立木売り払い後の森林で、事前調査では観察されなかったクマタカの営巣が施業地内の伐採非対象木に確認された。売り払った立木を買い戻し、地元の専門家のアドバイスを得ながら、クマタカ保護管理計画を作成した。コアゾーンを保護しながら、周辺の施業実施の際にも注意を払う予定。	✓
	年次2	希少種確認調査野帳に記録している。	✓
	年次3		
	年次4		

6.2.3		貴重種とその生息域を保全するための効果的な方法が文書化され実践されている。	
-------	--	---------------------------------------	--

	更新	環境影響評価要領を改定し、県有林環境調査要領として制定した。作業前に環境影響評価を行い、調査結果は県有林環境調査チェックシートとして記録している。請負業者に対しては希少種の研修を行っている。	✓
	年次1	植物種は発見のたびに専門家に相談しながらその植物に適した保護手法を実践している。クマタカに対しては保護管理計画を作成し、今後実行する。	✓
	年次2	植物種は発見のたびに専門家に相談しながらその植物に適した保護手法を実践している。	✓
	年次3		
	年次4		

6.2b		保全区域及び自然保護区は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じて設置されなければならない。	
------	--	---	--

6.2.4		生物多様性について地域的に特に重要な場所は地図に明記され、収穫や他の林地の攪乱から守られている。	
	更新	自然環境保全図にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。 管内図にも記載されている。	✓
	年次1	自然環境保全図にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区(県指定)、自然記念物(県指定)が載っている。 管内図にも記載されている。	✓
	年次2	自然環境保全図にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区(県指定)、自然記念物(県指定)が載っている。 管内図にも記載されている。	✓
	年次3		
	年次4		

6.2.5		少なくとも森林の10%は保全地帯とされ、地図に明記され、生物多様性を主要な目的として管理される。	
-------	--	--	--

	更新	管理計画P44。第2次管理計画では、公益林の面積は104,854ha(73.3%)となっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。	✓
	年次1	管理計画P44。第2次管理計画では、公益林の面積は104,854ha(73.3%)となっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。	✓
	年次2	管理計画P44。第2次管理計画では、公益林の面積は104,854ha(73.3%)となっている。公益林は自然林の維持を主目的として管理される。	✓
	年次3		

	年次4		
6.2.6		少なくともこの区域の半分（つまり、全森林の5%）は保護区とされ、地図に明記され、全ての商業的な収穫から保護される。	
	更新	厳正保存地域(19,000ha、約13.3%)が該当する。これは公益林に含まれる。	✓
	年次1	厳正保存地域(19,000ha、約13.3%)が該当する。これは公益林に含まれる。	✓
	年次2	厳正保存地域(19,000ha、約13.3%)が該当する。これは公益林に含まれる。	✓
	年次3		
	年次4		
6.2.7		保全地帯と保護区の選定は、生物多様性の維持と向上への貢献を最大限にする可能性という点において正当である。	
	更新	多様な生態系を含む。	✓
	年次1	多様な生態系を含む。	✓
	年次2	多様な生態系を含む。	✓
	年次3		
	年次4		
6.2.8		保護区は森林に存在する全ての生態系の代表例を含む。	
	更新	山梨県全土の標高の低い地域から高い地域まで含んでいる。	✓
	年次1	山梨県全土の標高の低い地域から高い地域まで多様な生態系を含んでいる。	✓
	年次2	山梨県全土の標高の低い地域から高い地域まで多様な生態系を含んでいる。	✓
	年次3		
	年次4		
6.2.9		主要な生物種の保護区と施業区間の移動は、非伐採林地のコリドーの維持により促進されている。コリドーは溪流沿いに形成され、斜面から尾根を越えて伐採の対象とならない大きな林分に連絡している。	
	更新	バッファゾーンや保全地帯、保護区の繋がりがコリドーとして機能する。	✓
	年次1	バッファゾーンや保全地帯、保護区の繋がりがコリドーとして機能する。厳正保存地域に隣接する林分を保護樹帯として指定している。	✓
	年次2	バッファゾーンや保全地帯、保護区の繋がりがコリドーとして機能する。厳正保存地域に隣接する林分を保護樹帯として指定している。	✓
	年次3		
	年次4		
6.2c		不適切な狩猟、釣り、仕掛け罠、採集は取り締まらなければならない。	
6.2.10		狩猟、漁業、罠猟、採集等の管理システムは文書化されている。	
	更新	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。森づくり推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。	✓
	年次1	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。森づくり推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。	✓
	年次2	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。森づくり推進課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。	✓
	年次3		
	年次4		
6.2.11		保護対象種の狩猟や罠猟を防止する仕組みがある。	
	更新	山岳レンジャー、富士山レンジャー、巡視などで監視している。みどり自然課で狩猟を管理。鳥獣保護区が指定されている。パトロールも行っている。漁業は花き農水産課で管理。水産技術センターもある。	✓
	年次1	上記の仕組みの中で保護対象種は守られている。	✓
	年次2	上記の仕組みの中で保護対象種は守られている。	✓
	年次3		
	年次4		
6.3		生態的機能や価値は、以下に記載するものを含め、現状が維持されるとともに高められ、あるいは復元されなければならない。 a) 森林の更新及び遷移 b) 遺伝的、樹種、及び生態系の多様性 c) 森林生態系の生産性に影響を与える自然循環	3.5
6.3.1		採用されている施業システムは森林生態に対し適切である。	
	更新	計画書p67に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。	✓

年次1	計画書p67に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。	✓
年次2	計画書p67に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。	✓
年次3		
年次4		

6.3.2	小さな皆伐区や択伐を用い、多齢層の林分構造へ誘導するシステムが検討されている。	
更新	第2次県有林管理計画では10haの皆伐面積の上限としている。しかし実際の皆伐面積は概ね5ha以下である。針広混交林化する林分については皆伐面積の上限を2haとした。	✓
年次1	第2次県有林管理計画では10haの皆伐面積の上限としている。しかし実際の皆伐面積は概ね5ha以下である。針広混交林化する林分については皆伐面積の上限を2haとした。	✓
年次2	第2次県有林管理計画では10haを皆伐面積の上限としている。しかし実際の皆伐面積は5ha以下の箇所が多い。針広混交林化する林分については皆伐面積の上限を2haとした。	✓
年次3		
年次4		

6.3.3	施業システムに対し適合すれば、林分規模、形、種構成、そして新植と伐採の時期などが異なった区画の混和を、景観との調和を保ちながら目指さなければならない。	
更新	管理計画p282「ランドスケープ管理の概念」での管理について言及した。厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設ける等施業指針に従い施業を行う。図面とリストを準備している。	✓
年次1	管理計画p282「ランドスケープ管理の概念」での管理について言及した。厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設ける等施業指針に従い施業を行う。図面とリストを準備している。	✓
年次2	管理計画p282「ランドスケープ管理の概念」での管理について言及した。厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設ける等施業指針に従い施業を行う。図面とリストを準備している。	✓
年次3		
年次4		

6.3.4	伐区の規模は、その地域や林型のもつ自然の動的条件と合致している。（林学的に明快な理由がない場合）	
更新	第2次県有林管理計画では10haの皆伐面積の上限としている。しかし実際の皆伐面積は概ね5ha以下である。針広混交林化する林分については皆伐面積の上限を2haとした。	✓
年次1	第2次県有林管理計画では10haの皆伐面積の上限としている。しかし実際の皆伐面積は概ね5ha以下である。針広混交林化する林分については皆伐面積の上限を2haとした。	✓
年次2	第2次県有林管理計画では10haを皆伐面積の上限としている。しかし実際の皆伐面積は5ha以下の箇所が多い。針広混交林化する林分については皆伐面積の上限を2haとした。	✓
年次3		
年次4		

6.3.5	全ての自然発生樹種が一伐期の間にその森林内で確実に更新するよう、全体の森林管理が設計されている。	
更新	積極的に皆伐を行いながら更新をしている。	✓
年次1	天然更新は行われていないが、皆伐後は確実に植林をして更新している。	✓
年次2	天然更新は行われていないが、皆伐後は確実に植林をして更新している。	✓
年次3		
年次4		

6.3.6	択伐や間伐の方法は、遺伝子型の多様性を保つよう設定されている。	
更新	特殊な樹種のみ収穫するような択伐・間伐は行っていない。苗木需給調整会議があり、山梨県種苗生産組合、森林組合の2系統から苗木を供給している。種子は県内産。	✓
年次1	苗木需給調整会議で、向こう5年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産の指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。	✓
年次2	苗木需給調整会議で、向こう5年間の必要種苗量を算出し、計画的な生産を依頼している。種子は県内産の指定。県内の急な需要の変化によっては、近県で生産された苗木を移入して使用することがある。	✓
年次3		
年次4		

6.3.7		生物多様性は河川・溪流沿いの植物や岩角地、沼地、荒地の植物など、脆弱で微妙な生息地の保護によって常に維持されている。	
	更新	河川沿いは保護地帯とされる。 その他貴重な生態系の場所は保護されている。	✓
	年次1	河川沿いは保護地帯とされる。 その他貴重な生態系の場所は保護されている。	✓
	年次2	河川沿いは保護地帯とされる。 その他貴重な生態系の場所は保護されている。	✓
	年次3		
	年次4		

6.3.8		倒木・枯損木などの動物生息地は保たれている。	
	更新	保護地域では倒木・枯損木は残されている。	✓
	年次1	保護地域に限らず、支障がなければ、倒木・枯損木は残されている。現地でも確認した。人が入る場合に危険が想定される箇所のみ伐っている。	✓
	年次2	保護地域に限らず、支障がなければ、倒木・枯損木は残されている。現地でも確認した。人が入る場合に危険が想定される箇所のみ伐っている。	✓
	年次3		
	年次4		

6.4		その景観に含まれる現存の代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ、自然のままの状態と保全されるとともに、地図上に示されなければならない。	4.5
6.4.1		その景観に含まれる現存の代表的な生態系は、森林管理の規模や内容、影響を受ける資源の特異性に応じ、自然のままの状態と保全されるとともに、地図上に示されなければならない。 (6.2.8も参照)	
	更新	自然環境保全図にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。 管内図にも記載されている。	✓
	年次1	自然環境保全図にまとめられている。 自然公園一覧、自然環境保全地区、自然記念物が載っている。 管内図にも記載されている。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.5a		侵蝕の抑制、林道建設、そして他の全ての機械による被害を最小限のものとするガイドラインが文書化され、実行されなければならない。	
6.5.1		新しい林道・作業道の建設と改修には文書化された方針と手順がある。	
	更新	林道規定、森林作業道規定が作成されている。	✓
	年次1	林道規定、森林作業道規定が作成されている。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.5.2		新しい林道・作業道の設計と建設に関する方針と手順には、次の事項が含まれている： - 河川溪流が明記された地形図を使い、前もって新しい林道・作業道を計画する。 - 林道・作業道は地形に合わせて自然の改変を最小限に抑える。 - できる限りにおいて、林道・作業道は平坦地や緩斜面に設定する。 - 傾斜の強い狭い谷や滑りやすい不安定な地形、自然の排水路や溪流沿いの地域での林道・作業道建設を最小限にする。 - 環境的に脆弱な地域には林道・作業道を設定しない。 - 盛土や法面は浸食を防ぐよう安定させる。 - 排水溝や暗渠は浸食を最小限にするよう設定する。	
	更新	林道規定に従っている。 簡易作業路についてはこれまで縦断勾配の規定がなかったが、平成23年度より運用を開始した新たな森林作業道作設指針では、縦断勾配を最大14度と定め、現在開設している路線は、この基準に従っている。なお、既設の作業道においても急勾配箇所は必要に応じ追加で排水処理の改修を行っている。今回の現場審査で確認をした限りでは搬出路に適切に排水処理を施していた。	✓
	年次1	上記の通り。排水処理は適切になされていた。 以前の作業道で一部外勾配が見られたが、現在の仕様はフラットになっている。 必要に応じ砕石を敷設している。	✓
	年次2	-	-
	年次3		

	年次4		
--	-----	--	--

6.5.3		機械操作者は十分な訓練を受け土壌侵食からの保護に関する要求事項を理解している。	
	更新	請負業者が林道を建設する。資格を保有している。安全衛生面や計画通り実施しているかどうかの研修、また現地確認を行っている。設計・監督は県で行い、それに沿って業者が施工する。県では施工後の検査も行っている。	✓
	年次1	上記に加え、作業道の作設研修を行っている。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.5b		水資源の保全のためのガイドラインが文書化され、実行されなければならない。	
------	--	--------------------------------------	--

6.5.4		新しい林道・作業道の設計と建設に関する方針と手順には、水資源の保護に関する次の事項が含まれ、順守実践されている： - 河川・溪流との交差は作業前に計画され地図に明記される。 - 河川・溪流との交差は最小限に抑える。 - 河川・溪流に対して直角に交差させる。 - 谷間の林道と小道は、河川・溪流からできるだけ離す。 - 魚の移動を妨げず、魚に不適當な河床や速い流れを形成しないような水路を設定する。 - 排水は自然の河川・溪流に直接流れこまないようにする。これが適用不可能であれば、定期的に採泥される沈砂池を設置する。	
	更新	全国統一の林道技術基準に従っており、この中に幅広く含まれている。現地では問題となるような林道、作業道は観察されなかった。	✓
	年次1	河川・溪流と交差する場合は通常洗い越しを用いる。魚が生息するような箇所では交差させない。今回の審査では河川を渡る現場はなかった。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.5.5		新しい林道・作業道は河床に建設されていない。河床にすでに作られた林道・作業道は閉鎖され、代わりが建設される。	
	更新	河床に建設された林道は見られなかった。	✓
	年次1	河床に建設された林道は見られなかった。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.5.6		収穫を行わない緩衝地帯（バッファゾーン）を全ての恒常的な河川・溪流沿いに作っている。	
	更新	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を指定し、図面とリストにしている。	✓
	年次1	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護することとしている。特に優先すべき場所を「溪畔林」として指定し、図面とリストにしている。今回の現地観察では該当箇所はなかった。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.5.7		沈泥などの水資源への影響は見られない。	
	更新	見られなかった。	✓
	年次1	見られなかった。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.5c		伐採時の森林損傷を最小限化するガイドラインが文書化され、実行されなければならない。	
------	--	---	--

6.5.8		収穫と搬出の際の森林へのダメージを最小限に抑える方針と手順が明記されている。	
	更新	仕様書に基づいて行っている。また公売条件にも含めている。必要に応じて作業道に碎石を敷いている。	✓
	年次1	仕様書に基づいて行っている。また公売条件にも含まれているのを確認した。必要に応じて作業道に碎石を敷いている。残存木の傷も含め、現場では森林損傷は見られなかった。	✓



年次2	-	-
年次3	-	-
年次4	-	-

6.5.9		方針と手順には次の事項が含まれ、実践されている： - 保護区には、その近隣で森林作業が始まる前に、少なくとも一時的に、物理的な線引きがなされる。 - 収穫機械は、決められた渡り場以外で河川・溪流に進入してはならない。 - 小枝と端材は河川・溪流に入れてはならない。 - 土壌が流れ出したら搬出は中止する。 - 必要に応じて、枝葉チップを敷く。	
更新	場所に応じて仕様書を定めている。現場では問題がなかった。検査のときに河川の中に枝葉があったら上げさせる。	✓	
年次1	伐採区域内の残すべき樹木には赤スプレーをして刻印をうち、境界を明確にしている。	✓	
年次2	-	-	
年次3	-	-	
年次4	-	-	

6.5.10		収穫技術は浸食や土砂崩壊を最低限に抑えるようになっている。	
更新	仕様書で求めている。 現地でも問題は見られなかった。 事前に経済林況調査を行い、土砂崩壊の恐れがあるところは皆伐を行わない運用としている。	✓	
年次1	経済林況調査は次期管理計画作成に向けて、毎年実施している。	✓	
年次2	-	-	
年次3	-	-	
年次4	-	-	

6.5.11		収穫と搬出の方法は、残存木と更新苗へのダメージを最低限に抑えるようになっている。	
更新	仕様書で求めている。 現地でも問題は見られなかった。	✓	
年次1	仕様書で求めている。 現地でも問題は見られなかった。	✓	
年次2	-	-	
年次3	-	-	
年次4	-	-	

6.5.12		新しい収穫・搬出機械は、土壌や残存木、更新苗へのダメージを最小限に抑える必要性を考慮して選ばれている。	
更新	落札業者により保有機械や作業システムは様々である。県からは入札条件に全幹集材を規定し、材の有効利用をするようにしている。	✓	
年次1	森林損傷の最小限化は公売広告の条件となっている。	✓	
年次2	-	-	
年次3	-	-	
年次4	-	-	

6.5.13		従業員は適切な収穫と搬出方法の訓練を受けている。	
更新	後継者育成、技術向上の研修を県森林総研で実施している。インタビューで、有資格者が作業にあたっていることを確認した。	✓	
年次1	後継者育成、技術向上の研修を県森林総研で実施している。インタビューで、有資格者が作業にあたっていることを確認した。	✓	
年次2	-	-	
年次3	-	-	
年次4	-	-	

6.6a		管理システムは、環境に配慮した非化学的な病虫害への対処方法を開発し取り入れていくとともに、化学的農業の使用を避けるよう努めなければならない。	
------	--	--	--

6.6.1		害虫、樹病、雑草に対する文書化された管理戦略がある。	
-------	--	----------------------------	--

更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。 マツクイムシ対策、忌避剤（ヤシマレント）、除草剤（ラウンドアップ）等シラベの虫害に対しては薬剤は使用していない。 山梨県で2012年3月に第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画を策定し、その中で推定された生息数に対し、毎年度調整計画数を定め、捕獲等を実施している。昨年度は計画通り、1万4千頭程度捕獲した。県で調整計画を作成するにあたり、近隣都県との協議会での話し合いの結果や、環境省主導の広域的管理計画を考慮している。 また森林総合研究所において、県有林内の生息密度調査を実施しており、2011年に密度分布図を作成した。推定頭数には1万3千頭程度から6万頭程度までと幅があるため、今年度からニホンジカ影響確認調査を実施し、推定数の精度を上げていくこととなった。 またシカの林業被害の増加を懸念し、県議会内に検討会が設けられ、独自の政策提案を行なうべく、現地調査が始まった。	✓
年次1	ラウンドアップは近年は使用していない。 農薬使用要領を改正し、ランテクターを追加し、使用を開始した。 シカの捕獲頭数は状況に応じ毎年決定する。 シカの影響調査では、どこでどれだけ被害が出ているかを調査している。 県議会から県に提言書が提出された。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.2	森林管理主体によるすべての合成化学薬品の使用を記録するための手順が整備されている。化学品使用記録は以下を含む： a)製品名 b)使用された場所の位置 c)使用された場所の面積 d)使用の方法 e)化学品使用の始まった日時 f)使用の終了した日時 g)合計使用量	
	<u>審査員へのメモ:過去1年に使用されたすべての化学薬品の使用量と使用目的を記載すること。</u>	

更新	忌避剤 コニファー(ジラム水和剤)、ヤシマレント(チウラム塗布剤) 除草剤 ラウンドアップ(グリホサートイソプロピルアミン塩液剤) マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCSを使用。 使用量などはすべて記録されている。	✓
年次1	忌避剤 コニファー(ジラム水和剤)、ヤシマレント(チウラム塗布剤)、ランテクター(自然由来成分) 除草剤 ラウンドアップ(グリホサートイソプロピルアミン塩液剤) マツクイムシ防除薬剤 ヤシマNCSを使用。 使用量などはすべて記録されている。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.3	化学薬品は、定められた管理目標を達成するために必要な場合にのみ使用される。	
更新	使用について検討を行い、必要な場合にのみ使用する。	✓
年次1	使用について検討を行い、必要な場合にのみ使用する。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.4	合成化学薬品は、他に非常に高価でない非化学薬品の代替物がない場合にのみ使用される。	
更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。極力化学薬品の使用を避ける手順である。	✓
年次1	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。極力化学薬品の使用を避ける手順である。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.5		合成化学薬品の使用の前に考慮され、却下された、最適な非化学薬品の代替物を記録し、同時に非化学薬品の代替物ではなく化学薬品を使用することの正当な理由を記録するための、手順が整備されている。	
	更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。極力化学薬品の使用を避ける手順である。	✓
	年次1	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。極力化学薬品の使用を避ける手順である。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.6.6		薬品は最小有効量しか使用されず、その管理と規則についてはきびしく監視される。	
	更新	同上。シカ柵や防除バンドなどの物理的防除方法も併用している。	✓
	年次1	同上。シカ柵や防除バンドなどの物理的防除方法も併用している。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.6b		世界保健機構で規定されているタイプ1A、1B及び塩素系炭化水素農薬 (chlorinated hydrocarbon pesticides)、残留性が高く有毒であるとともに、その誘導物質 (derivatives) が生物的に活性化し続け使用目的をはるかに超えて食物連鎖の過程で蓄積する農薬、国際条約により禁止されている農薬は、使用が禁止されなければならない。	
------	--	--	--

6.6.7		認証林地においてこれらの化学薬品を使用または保管することを禁止する。	
	更新	マツ枯れの倒木をの処理のためFSCが使用を禁止しているフェントロチオン(MEP)が含まれているヤシマパークサイドF油剤を緊急使用した。使用してから30日以内にFSCに使用の理由の報告はされなかった。しかし現在は使用していない。「県有林施業における農薬使用要領」の中で該当薬品は使用を禁止しているが、マツ枯れ木処理のために緊急的に使用された。今回FSC禁止薬品を使用した林務環境事務所では「県有林施業における農薬使用要領」の認識が完全でなく、県有林課との協議をせずに緊急のためということでFSC禁止薬品が使用された。県有林課では再発防止のために各林務環境事務所に対して、県有林施業における農薬使用要領徹底の通知を発行するとともに、今回禁止薬品使用があった林業事務所には直接指導を行った。適切な対応がとられたため条件を解除する。	✓
	年次1	上記の対応が取られ、農薬使用要領が周知徹底された。	✓
	年次2	以前からカラマツの苗木の穴仮植をし、ネズミの食害を防ぐために殺鼠剤を使用していたが、その薬剤の中にFSCの禁止薬品が含まれていたことが明らかになった。穴仮植は苗木を秋の内に苗畑から掘り出し、冬期間冷涼な穴の中に仮置きしておくことで、芽吹きを遅らせる効果がある。殺鼠剤は一般的に使用されているもので、リン化亜鉛が含まれている。現在はこれ以外に有効な薬剤がない。使用量はこれから調査を行う。県でもネズミの食害対策の必要性を認めている。まずは殺鼠剤を使用しない物理的防除方法や、FSC禁止薬品を含まない殺鼠剤の調査を早急に行うことが必要である。その上で、どうしてもこの殺鼠剤を使用しなければ林業が成り立たない場合には、FSCの特別承認が必要になる。日本では他の認証取得者に対し、すでに殺鼠剤の特別承認が出されている。	×
	年次3		
	年次4		

重大条件  
2014.1

6.6.8		以下の種子粉衣または苗木処理用化学薬品の使用や保管を禁止する：水銀系、有機リン系、有機塩素系化合物 (Gamma HCH, Lindane, BHCを含む)、または他の長期的に残存し食物連鎖や生態系に蓄積する化学薬品。	
	更新	種苗は生産していない。	✓
	年次1	県では種苗生産を行っていない。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.6.9		FSCによって高い有害性があると分類された化学物質はFSCによる特別承認がない限り使用してはならない。本規準の付録6を参照。	
	更新	マツ枯れの倒木をの処理のためFSCが使用を禁止しているフェントロチオン(MEP)が含まれているヤシマパークサイドF油剤を緊急使用した。使用してから30日以内にFSCに使用の理由の報告はされなかった。しかし現在は使用していない。「県有林施業における農薬使用要領」の中で該当薬品は使用を禁止しているが、マツ枯れ木処理のために緊急的に使用された。今回FSC禁止薬品を使用した林務環境事務所では「県有林施業における農薬使用要領」の認識が完全でなく、県有林課との協議をせずに緊急のためということでFSC禁止薬品が使用された。県有林課では再発防止のために各林務環境事務所に対して、県有林施業における農薬使用要領違反の通知を発行し、今回禁止薬品使用があった林業事務所には直接指導をした。適切な対応がとられたため条件を解除する。	✓
	年次1	特別承認を受けている化学物質は当地域ではない。	✓

年次2	カラマツ苗木に対する殺鼠剤使用が必須の場合は、特別承認を得る必要がある。6.6.7参照。	-
年次3		
年次4		

6.6c	化学物質を使用する際は、健康と環境に及ぼすリスクを最小限に留めるため、適切な設備と訓練とが整備されていなければならない。	
6.6.10	全ての作業者に適切な機材と訓練が施される。	
更新	請負業者への仕様書で指示する。	✓
年次1	請負業者への仕様書で指示する。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.11	事故、故障、給油時に燃料が河川・溪流に流れ込まないように、燃料タンクや倉庫が配置されている。	
更新	山地での燃料などの保管はない。仕様書でも明記されている。	✓
年次1	山地での燃料などの保管はない。仕様書でも明記されている。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.12	薬品の運搬、保管、使用のための機器類は、全て安全で漏れない状態に保たれる。	
更新	仕様書で謳っている。	✓
年次1	ドラム缶、携行缶などで燃料を運搬している。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.13	河川・溪流の10m以内と貯水池・湖の30m以内での化学薬品の使用は禁止する。	
更新	水に流れ込むところでは化学薬品を使用しないことになっている。現場視察で確認。一般的に植物性のチェーンソーオイルの方が環境影響が小さいといわれている。そこで、特に沢沿いでは植物性チェーンソーオイルの使用を標準とすることの検討をすることが望ましい。	✓
年次1	今年度、県森林総合研究所において情報収集を行っている。鉱物性チェーンソーオイルと環境負荷、耐用性、価格等を比較し、他での導入事例を参考にしながら、植物性チェーンソーオイル導入の可能性、効果について検討を行う予定。使用箇所を区分することなども検討する。	✓
年次2	県森林総合研究所において、環境負荷、価格等について情報収集を行った。日本では林内でのチェーンソーオイルによる環境負荷についての明確な知見がないが、雨量が多いためすぐ拡散するのではないかと、日本全体で年間約400万リットルのチェーンソーオイルが使用されており、ある会社では1社で年間360リットル使用していた、という情報を得られた。植物性チェーンソーオイルに変えた際のコスト増についての計算はまだされていない。県の財政当局としては、明確な理由がない限り追加費用は出せないため、現時点では植物性チェーンソーオイルに切り替えることはできない。観察事項は一旦解除するが、今後新たな知見が得られれば再度検討する予定である。	✓
年次3		
年次4		

観察事項  
2012.4  
観察事項  
2012.4

6.6.14	豪雨が予想される時に冬期の凍てついた雪面または乾期で干上がった地面の上での使用は禁止する。	
更新	雨が降ることが予想されるときには使用しない。仕様書でも明記されている。	✓
年次1	雨が降ることが予想されるときには使用しない。仕様書でも明記されている。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.6.15	植林前に化学薬品で処理された苗木を排水溝や河川・溪流に浸すことは禁止する。	
更新	苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。	✓
年次1	苗木の薬品処理は禁止している。仕様書でも明記されている。	✓
年次2	-	-
年次3		
年次4		

6.7		化学薬品、容器、燃料や油を含む液体、固体の非有機廃棄物は、環境に配慮した適切な方法で管理地域以外の場所に処理されなければならない。	4
6.7.1		化学薬品や容器、固体・液体の非有機廃棄物を環境的に適切な方法で廃棄するための林地外の場所が定められている。	
	更新	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。	✓
	年次1	廃棄物は持ち帰り適正に処理する。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
6.7.2		廃棄物を適切な廃棄場所に持って行くシステムが整備されている。	
	更新	同上。見つけ次第拾って持ち帰るよう指導している。不法投棄が見られたときには別途対応する。	✓
	年次1	完成検査の際にはゴミを残さないように仕様書で規定している。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
6.7.3		廃棄物を河川・溪流や湖へ投棄したり、林地に埋めない。	
	更新	行っていない。現地では確認されなかった。	✓
	年次1	行っていない。現地では確認されなかった。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
6.7.4		森林内での廃棄物残留は見られない。	
	更新	現地では確認されなかった。	✓
	年次1	現地では確認されなかった。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
6.8		生物的防除を利用する場合は、その方法が文書化されるとともに、その利用は最小限に留められ、モニタリングされなければならないとともに、国内法及び国際的に認められた科学的取り決めに従い厳しく管理されなければならない。なお、遺伝子学的に生命体を変化させることは禁止されなければならない。	NA
6.8.1		全ての生物的防除の使用に関する文書化とモニタリングの手順が整備されている。	
	更新	生物的防除の使用はない。	n/a
	年次1	生物的防除の使用はない。	n/a
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
6.8.2		生物的防除は、統合害虫管理システムの一部として、定められた管理目標を達成するために必要な場合にのみ使用される（自然に発生する生物の使用は許される）。	
	更新	生物的防除の使用はない。	n/a
	年次1	生物的防除の使用はない。	n/a
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
6.8.3		森林管理主体による遺伝子組み換え生物の使用はない。	
	更新	遺伝子組み換え生物の使用はない。	n/a
	年次1	遺伝子組み換え生物の使用はない。	n/a
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

6.9		外来種の利用は、生態系への悪影響を避けるため、慎重に管理され、頻繁にモニタリングされなければならない。	3
6.9.1		すべての外来種の使用は文書化され正当な理由付けがされる。	
	更新	林道法面の外来種使用は継続しており、モニタリングも継続している。森林総研で林道法面緑化の試験研究を行っている。	✓
	年次1	林道法面の外来種使用は継続しており、モニタリングも継続している。森林総研で林道法面緑化の試験研究を行っている。外来種子の配合量を減らし、自然種子を混ぜて緑化する試験を行っている。林道法面には吹き付け自体を行わない場合が増え、外来種子の使用数量は減少傾向にある。表土撒き出しはコスト高になるため、治山林道では採用していない。	✓
	年次2	林道法面の外来種使用は継続しており、モニタリングも継続している。森林総研で林道法面緑化の試験研究を行っている。外来種子の配合量を減らし、自然種子を混ぜて緑化する試験を行っている。林道法面には吹き付け自体を行わない場合が増え、外来種子の使用数量は減少傾向にある。表土撒き出しはコスト高になるため、治山林道では採用していない。	✓
	年次3		
	年次4		
6.9.2		使用されている外来種は生態系に与える潜在的影響を評価するためモニタリングされている。	
	更新	乙女高原のモニタリングを継続している。外部には拡大していない。	✓
	年次1	乙女高原のモニタリングを継続している。外部には拡大していない。	✓
	年次2	乙女高原のモニタリングを継続している。外部には拡大していない。	✓
	年次3		
	年次4		
6.9.3		生態系に対する影響が認められたときには、管理対策が実施されている。	
	更新	現在のところ外来種による森林生態系への影響は認められていない。	✓
	年次1	現在のところ外来種による森林生態系への影響は認められていない。	✓
	年次2	現在のところ外来種による森林生態系への影響は認められていない。	✓
	年次3		
	年次4		
6.9.4		林道法面の外来牧草等の使用を回避していること	
	更新	林道法面の外来種使用は継続しているが、モニタリングも継続している。	✓
	年次1	林道法面の外来種使用は継続しているが、モニタリングも継続している。	✓
	年次2	林道法面の外来種使用は継続しているが、モニタリングも継続している。日本の法律では、外来種の使用が監視されているが、それはこの文脈では禁止されていないことが必要です。	✓
	年次3		
	年次4		
6.10		森林を他の土地利用へ転換させてはならない。但し、下記の場合を除く： a) 森林管理区域のごく限られた範囲で行われかつ、 b) 保護価値の高い森林区域が対象とならず、かつ c) 転換することによって、森林管理区域における明確かつ重大な長期的保護の公益がもたらされる場合。	5
6.10.1		森林を他の土地利用へ転換させてはならない。但し、下記の場合を除く： a) 森林管理区域のごく限られた範囲で行われ、かつ b) 保護価値の高い森林区域が対象とならず、かつ c) 転換することによって、森林管理区域における明確かつ重大な長期的保護の公益がもたらされる場合	
	更新	a), c)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。	✓
	年次1	a), c)に該当する、ごく一部の場所を道路拡幅やダム建設などの公益、公共事業用に売却しているが、そのほかは森林の他の土地利用への転換はない。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7		FSC原則#7：管理計画 森林において実施される事業の規模と内容に応じた適切な管理計画が文書化され、それに沿って事業が実施され、また、常に更新されること。また、長期的な見地に立った管理目標、目標達成のための手段が明確に提示されること。	3.8	
7.1a		管理計画及びそれに付随する文書では、管理目的について触れなければならない。		
7.1.1		森林管理の目的が明示されている。		
	更新	第2次県有林管理計画p39に管理方針を記載。	✓	
	年次1	第2次県有林管理計画p39に管理方針を記載。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1b(i)		管理計画及びそれに付随する文書では、管理対象となる森林資源、環境に関する制限について触れなければならない。		
7.1.2		管理下にある地区の明確な説明がある。		
	更新	第2次県有林管理計画P25 「3 県有林の現況」	✓	
	年次1	第2次県有林管理計画P25 「3 県有林の現況」	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.3		管理の規模と強度に相応した、管理区域の外的要素の説明がある（例：地形、土壌、地質、水資源等）。		
	更新	第2次県有林管理計画P25 「3 県有林の現況」	✓	
	年次1	第2次県有林管理計画P25 「3 県有林の現況」	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.4		管理下にて、いかなる理由でも収穫から除外される地区の明快な説明がある。		
	更新	厳正保存地域が管理計画書に記載されている。	✓	
	年次1	厳正保存地域が管理計画書に記載されている。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.5		過去に収穫の行われた地区は認知されていて、地図に明記されている。		
	更新	造林台帳に記載されており、GISにより地図化は可能。	✓	
	年次1	新しいGISを構築中。今年度は試験運用し、来年度から本格運用を開始する予定。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.6		詳細かつ伐期を通じた植林計画に忠実な木材資源（目録）の評価があり、以後の収穫が永続的に維持できることを説得するものである。（規準5.6も参照）		
	更新	森林簿 毎年、調査を実施した場所のデータは更新を行う。	✓	
	年次1	森林簿 毎年、調査を実施した場所のデータは更新を行う。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1b(ii)		管理計画及びその支持文書では、土地利用と所有状況、社会経済的状況、隣接地の概略について触れなければならない。		
7.1.7		土地利用と所有に関する説明がある。		
	更新	第2次県有林管理計画P1 「1 県有林計画の沿革」	✓	
	年次1	第2次県有林管理計画P1 「1 県有林計画の沿革」	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			

7.1.8		管理の社会経済的側面の記述がある。	
	更新	第2次県有林管理計画P7「2-1 社会の動向」	✓
	年次1	第2次県有林管理計画P7「2-1 社会の動向」	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7.1.9		隣接する土地の利用に関する記述がある。	
	更新	山梨県全体の地図があり、隣地の土地利用は明確である。	✓
	年次1	山梨県全体の地図があり、隣地の土地利用は明確である。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7.1c		管理計画及びその支持文書では、当該森林の生態及び自然資源調査により収集された情報に基づく、育林あるいは他の管理システムについて触れなければならない。	
7.1.10		管理の基礎となる施業システムは明確に示され、森林生態的に見ても正しい。	
	更新	計画書p67に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。	✓
	年次1	計画書p67に森林区分別の施業方針が規定されている。資源循環林においても森林生態に配慮した施業指針が示されている。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7.1.11		施業システムの実践に必要とされる管理の規定と手順は明確に示されている。例えば： - 種子源や生物多様性の維持を目的とした樹木の識別とマーキング - 伐木の選定の基準 - 選定された伐木・場所のマーキング手法 - 更新を確実にする方法	
	更新	仕様書や計画書で明示している。 伐採後は更新を確実にを行う。 間伐時には標準地をとり伐採対象木、本数を確認。面積に応じてプロット数を決定。	✓
	年次1	仕様書や計画書で明示している。 伐採後は更新を確実にを行う。 間伐時には標準地をとり伐採対象木、本数を確認。面積に応じてプロット数を決定。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7.1d		管理計画及びその支持文書では、年間伐採量及び樹種選択の理論的根拠について触れなければならない。	
7.1.12		管理計画及びその支持文書では、年間伐採量及び樹種選択の理論的根拠について触れなければならない。	
	更新	5.6参照。	✓
	年次1	年間伐採量、伐採樹種は管理計画で定めている。毎年具体的な実施計画を作成している。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7.1e		管理計画及びその支持文書では、森林の成長及び動態に関するモニタリングを行うにあたっての規定について触れなければならない。	
7.1.13		森林更新と成長に関するモニタリングの手順は文書化され、実践される。	
	更新	経済林林況調査、標準地調査、間伐予定林分の事前調査を行っている。	✓
	年次1	経済林林況調査、標準地調査を行っている。 調査結果から地位の変更を行うこともある。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		



7.1f		管理計画及びその支持文書では、環境評価に基づく保護方法について触れなければならない。		
7.1.14		火災予防管理と消火の必要性について正しく評価され文書化される。		
	更新	県有林火災防止策実施要領により管理される。	✓	
	年次1	県有林火災防止策実施要領により管理される。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.15		環境影響評価に基づく環境保護手法が実施されている。		
	更新	県有林環境調査が実施されている。	✓	
	年次1	県有林環境調査が実施されている。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.g		管理計画及びその支持文書では、希少種、危急種及び絶滅危惧種の特定と保護に関する計画について触れなければならない。		
7.1.16		管理計画及びその支持文書では、希少種、危急種及び絶滅危惧種の特定と保護に関する計画について触れなければならない。		
	更新	6.2a参照	✓	
	年次1	6.2a参照	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1h		管理計画及びその支持文書では、保護地域、管理計画、土地所有形態を含む森林資源に関する基本情報が記載された地図について触れなければならない。		
7.1.17		保護区を含んだ森林資源基盤の地図がある。		
	更新	事業図で示されている。	✓	
	年次1	事業図で示されている。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.18		土地所有を示す地図があり、利用可能で、明確かつ有効である。		
	更新	同上	✓	
	年次1	事業図で示されている。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.1.19		管理計画を短期（5年から10年）、そしてそれ以上の期間（20年以上）で表している地図がある。		
	更新	2012年4月からの市町村森林整備計画の中でゾーニングが示されている。このゾーニングは第2次県有林管理計画と整合している。	✓	
	年次1	事業図で作業団、管理計画の伐採予定箇所が示されている。		
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			
7.2		管理計画は、環境、社会、経済状況の変化に対応するとともに、モニタリング結果、あるいは最新の科学的知見・技術情報に配慮し、定期的に改訂されなければならない。		4
7.2.1		管理計画の定期的な見直しと更新のシステムが整備されている。		
	更新	管理計画は5年ごとに更新されている。	✓	
	年次1	管理計画は5年ごとに更新されている。	✓	
	年次2	-	-	
	年次3			
	年次4			

7.2.2		森林管理、木材生産、生物学・生態学など関連する調査・研究がその地域においてなされている、または計画されていることを認知している。	
	更新	県森林総合研究所により調査研究が行われている。 試験研究部と普及指導部がある。 試験研究要望を県森林総研に上げ、研究推進会議で研究内容を決定している。約9割は行政からの要望に基づき研究を行っている。 県有林の中で行われている調査・研究については全て把握している。	✓
	年次1	上記の通り。ただし県森林総合研究所の部署は森林研究部のみになった。	✓
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-

7.2.3		社会経済的な状況や傾向に基づいて管理計画を見直すシステムが存在する。	
	更新	-	✓
	年次1	社会経済的な状況に基づき計画を更新している。	✓
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-

7.2.4		これらの研究や森林管理主体によるモニタリングの重要な成果が、更新された方針や計画、手順に組み込まれていることが確認できる。	
	更新	第2次県有林管理計画を策定するにあたり、実施していたモニタリング結果を受け、今後のモニタリング計画を修正した。また経済林から公益林への切り替えや獣害対策について、県森林総研の調査研究結果を反映している。	✓
	年次1	同上	✓
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-

7.3		林業従事者は、管理計画を確実に実行するにあたり、適切な訓練と指導をうけなければならない。	3
7.3.1		管理者および監督者は、森林施業および管理計画の他の要素を計画、実施するのに必要な適切な必要条件を有していなければならない。	
	更新	県職員はプランナー研修、フォレスター研修等を受講している。	✓
	年次1	毎年県職員は数名ずつフォレスター研修を受講している。 年度初めの全職員対象の全体会議等で周知している。	✓
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-

7.3.2		全ての労働者はその任務と責任に相応しい訓練を受ける。	
	更新	県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。 これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2011年度にも複数回実施されていた。しかし、これらの研修に参加をしていない請負業者も見受けられた。現場審査では間伐後の立木間隔のバランスが悪い選木が見受けられた。請負業者が各々の必要に応じ、各種研修に確実に参加するような対策を施すことが望ましい。	✓
	年次1	過去の研修参加状況をまとめ、必要な研修に参加していない請負業者へは、積極的に参加するよう指導した。その結果昨年度は75%まで参加率が上昇した。また研修には代表者が参加するため、業者内となるべく多くの者が研修に参加できるよう指導を行った。 また、現場で技術の向上が必要と思われる作業員に対しては、監督員からも直接技術指導を行ったり、研修への参加を促すように、2013年4月15日の全体会議において林務職員に伝達した。 少数ではあるが、いまだなお研修に参加していない請負業者がある。	✓
	年次2	県有林課の全体会議で職員に研修参加への呼びかけについて説明した。現場監督の際に研修への参加、技術指導を依頼した。昨年度は2014年1月27日にFSCの専門研修を行った。森林整備生産事業協同組合の全支部に研修への参加をFAXで依頼した。特に昨年度参加していない業者は名指しで依頼した。同協同組合あてに文書での通知も行った。林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部にも、FAXで参加を依頼した。このように考えうるあらゆる手を尽くしたにもかかわらず、結果としては、請負実績のあった52社中26社のみ参加で、参加率は50%だった。研修の前に大雪が降り、除雪などの対応に追われて参加できなかった業者が多かった可能性がある。この5年間で一度も研修に出席していない会社はなお4社ある。 今年は、研修に参加できなかった業者に対しては、担当職員が直接資料を配布して、指導する予定にしている。進捗を確認するため、観察事項を継続する。	✓
	年次3		
	年次4		

観察事項  
2012.5

観察事項  
2012.5

観察事項  
2012.5

7.3.3		森林労働者に施された訓練の記録がある。	
	更新	県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2011年度にも複数回実施されていた。受講者リストが保管されている。	✓
	年次1	県森林総研で毎年研修事業を行っている。職員も参加できる研修もある。これら研修の開催、参加記録はまとめられており、2012年度にも複数回実施されていた。受講者リストが保管されている。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7.3.4		管理の規模や頻度に応じた、すべてのスタッフの雇用、配置、訓練および昇進の基礎となる技術および経験を含む、訓練、必要要件および雇用の方針がある。	
	更新	必要とされる研修計画を立てて実施している。また、県職員に対しても、人材育成システム制度があり、職員研修所では職名に応じたスキルアップ研修もある。そのほか森林総研の研修、林野庁の行う担当者の研修もあり、参加している。	✓
	年次1	必要とされる研修計画を立てて実施している。また、県職員に対しても、人材育成システム制度があり、職員研修所では職名に応じたスキルアップ研修もある。そのほか森林総研の研修、林野庁の行う担当者の研修もあり、参加している。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

7.4		情報の秘密性を尊重する一方、森林管理者は、規準7.1で挙げたような事項を含む管理計画についての基本的事項の概要を公開しなければならない。	4
7.4.1		管理活動の要約は、許容される商業的機密の範囲内において、関心を示す者には入手可能である。[注：規準7.1にある管理計画の概要は、ウッドマークの公開審査概要報告書に、認証された際に公開される。]	
	更新	ホームページで公表している。管理計画P296で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。	✓
	年次1	ホームページで公表している。管理計画P296で管理計画樹立の経緯を示しており、公開までの手順が定められている。森林管理の模範として、周辺森林所有者へのより積極的な情報提供や働きかけをするのが望ましい。	✓
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

8		FSC原則#8：モニタリングと評価 森林管理の規模と内容に応じた適切なモニタリングが、森林の状態、林産物の生産量、生産・加工・流通各段階、管理作業およびそれらが社会や環境に与える影響を評価するために行われること。	3.8
8.1		モニタリングの頻度とその内容は、影響を受ける環境の相対的な複雑性や脆弱性ととも、森林施業の規模と内容に配慮して決定されるものとする。モニタリング方法は、結果が比較でき、変化が評価できるように、首尾一貫しているとともに反復できるものでなければならない。	4
8.1.1		森林施業が土地に与える影響をモニタリングする効果的なシステムが存在する。	
	更新	管理計画p50 各種モニタリング。個々のモニタリング手法は別文書で整備されている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	管理計画p50 各種モニタリング。個々のモニタリング手法は別文書で整備されている。施業地や自然林のモニタリング、植林地や高山植物へのシカ食害の影響の把握など幅広く行われている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.1.2		モニタリングの頻度や出費は森林管理の規模と強度に相応しく、影響される環境の複雑さと繊細さにも見合っている。	
	更新	見合っている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	見合っている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.1.3		変化を比較・評価できるように、手順は長期にわたって一貫し、反復可能である。	
	更新	反復可能である。	✓
	年次1	-	-
	年次2	反復可能である。	✓
	年次3		
	年次4		

8.1.4		モニタリング記録は整理、更新され、照査可能な形態で保管されている。	
	更新	記録が保管されている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	記録が保管されている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.2a		収穫された全ての林産物の生産量のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。		
8.2.1		すべての林産物の収穫量は記録される。		
	更新	記録されている。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	主伐41,856 m3 (林道開設のための皆伐量1,856m3) 利用間伐9,012 m3 認証材としての販売量:49,998m3	✓	
	年次3			
	年次4			

8.2b		森林の成長、更新及び森林の状態のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。		
8.2.2		商業樹種の標準成長モデルや更新の情報がない場合には、将来の管理のために詳しい情報を得るためのプログラムが整備されている。		
	更新	主要樹種毎に標準成長モデルがある。個々の林分の収穫予想の精度を高めるため、県森林総合研究所と東京大学の共同研究により、山梨県版システム収穫表を作成中である。現在、システムの精度を高めるため必要なデータの収集作業を行っている。	✓	
	年次1	カラマツとミズナラを混植している造林地があった。混植地において、植林木がどのように成長していくかの知見がないため、当地域でのモデルとするためにも、成長過程のモニタリング調査を行い、その結果を残すことが求められる。	✓	観察事項 2013.3
	年次2	県森林総研がカラマツとミズナラの混植地のモニタリングを開始した。下刈り以降の成長の違いも含め、まずは10年程度、毎年樹高測定、枯死率を測定する予定。森林総研から県有林課に文書で結果を報告している。 また、成熟林調査を毎年実施している。次期の第3次県有林管理計画期間内に伐期を迎える森林の林況調査を行っている。山梨県版システム収穫表は完成した。新しいGISは導入済みである。	✓	
	年次3			
	年次4			

8.2.3		森林の状態（害虫、樹病の存在、土壌固化、侵食の形跡など）は定期的にモニタリングされ見直されている。	
	更新	山岳レンジャー等で巡視を行っている。 請負業者からの随時の報告がある。 環境影響調査でも確認。 山梨県で2012年3月に第2期山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画を策定し、その中で推定された生息数に対し、毎年度調整計画数を定め、捕獲等を実施している。昨年度は計画通り、1万4千頭程度捕獲した。県で調整計画を作成するにあたり、近隣都県との協議会での話し合い結果や、環境省主導の広域的な管理計画を考慮している。 また森林総合研究所において、県有林内の生息密度調査を実施しており、2011年に密度分布図を作成した。推定頭数には1万3千頭程度から6万頭程度までと幅があるため、今年度からニホンジカ影響確認調査を実施し、推定数の精度を上げていくこととなった。 またシカの林業被害の増加を懸念し、県議会内に検討会が設けられ、独自の政策提案を行なうべく、現地調査が始まった。	✓
	年次1	-	-
	年次2	県議会からのシカ管理に関する政策提言は作成された。県の施策と概ね合致しており、進捗状況が把握されている。管理捕獲は県と市町村が行っている。県はみどり自然課が担当し、山梨県猟友会に委託している。被害状況は横ばいである。平成24年度のシカ捕獲頭数は、計画12,000頭に対し、9,775頭であった。	✓
	年次3		
	年次4		

8.2c		動植物の構成状態と観測された変化のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。	
8.2.4		保全地帯（6.2参照）は定期的にモニタリングされて、自然崩壊や人為干渉がないか確かめられている。	
	更新	森林巡視、山岳レンジャー等が巡視を行っている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	森林巡視員（県有林課が委嘱）、山岳レンジャー（みどり自然課が委嘱するボランティア）等が巡視を行っている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.2.5		森林管理者は、森林管理の規模と強度、また森林生態系やその中の種の希少性・繊細さに応じて、水生生物も含む動植物（種名、発生量、分布、生息条件、生物学的・生態学的特徴、行動様式）への森林施業の影響を適切にモニタリングしている。	
	更新	県森林総研によりさまざまな調査研究が行われている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	県森林総研によりさまざまな調査研究が行われている。 昨年度から県有林内のどこに希少植物が分布しているか、詳細調査を始めている。同定のためのマニュアルを作成しており、5年をめぐりに調査結果をまとめる予定。また、猛禽類についても、詳しい甲府市役所職員の協力を仰ぎ、同定のためのマニュアル作成を進めている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.2d		収穫及び他の作業により生じる環境と社会への影響のモニタリングに必要な調査とデータ収集が行われている。	
8.2.6		地域社会の代表者との定期的な会合がおこなわれ、影響（社会的・環境的）に関する関心事項が記録されている。	
	更新	森林審議会、市町村、関係保護団体に聞き取りを行い、第2次管理計画を樹立した。このように管理計画樹立に伴う聞き取りは5年に一度行われている。また県という立場上様々な団体と毎年話し合う機会は豊富にある。	✓
	年次1	-	-
	年次2	来年度に次の第3次県有林管理計画を樹立予定で、市町村、保護団体には聞き取りを始めている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.2.7		環境への影響に関する情報を収集するためのモニタリングプログラムが策定され、文書化され、実践される。情報例：水質、季節的な水流、魚類個体数、野生生物の個体数など。	
	更新	河川の水質調査は県の別部署、または国で行われている。水道の水質調査も行われている。県の別部署で、特定鳥獣保護管理計画でシカの個体数のモニタリングが行われている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	上記に加え、みどり自然課で数年ごとにクマの調査も行われている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.2e		モニタリングに必要な、森林管理にかかる費用、森林管理の生産性その効率性の調査とデータ収集が行われている。	
------	--	--	--

8.2.8		明確な森林管理主体の計算書がある。	
	更新	計算書があり、必要な費用が組み込まれている。請負事業者の有資格者数、機械保有台数、従業員の経験年数、社会保険加入状況、給料体系等は雇用管理状況調査によって把握している。県事業の指名業者は、県出納局管理課に登録され、かつ雇用管理状況調査を提出した者の中から選定している。来年度からは電子入札システムに切り替わるので指名条件に研修会参加状況も加味できるようにすることも検討している。林業技術の定着を図るため新たな技術情報の提供や必要な研修の開催と共に県発注の事業箇所において監督員による技術情報の提供や直接指導についても引き続き行っている。なお、認定林業事業主制度に基づき、自ら雇用管理の改善と事業の合理化に取り組む認定がされた事業者に対し、機械化の推進や生産性の向上について、山梨県林業労働センターが技術等、支援を行っている。各事業者においても県有林造林推進協議会や素材生産事業者協議会等の協議会の中でお互いに情報交換をしている。今年度は事業者主体で林業機械のメーカーによる新しい林業機械のデモンストレーションが行われ、県有林もフィールドを提供した。県としても各種研修については事業者には事業者へ通知をしている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	林業機械のデモンストレーションのためのフィールド提供は毎年継続されている。電子入札システムには切り替わったが研修会参加状況は指名条件には入れなかった。認定林業事業者制度は継続。	✓
	年次3		
	年次4		

8.3		監査および認証を行なう機関が各々の林産物の原産地点からの追跡―“Chain-of-Custody” (COC) と言われる―を実施するための書類が森林管理者により提示されなければならない。	3
-----	--	--	---

8.3.1		認証品として販売される林産物は、審査された森林から産出されたものであるということが容易に識別できる。これは木材への物理的なマーキング、書類管理システム、毎日・毎週の加工記録、またこれらの組み合わせやこれらに類似した方法で実施される。	
	更新	県有林FSC認証ラベル取り扱い要領 丸太一式にはFSCラベリングバンドを使用する。	✓
	年次1	-	-
	年次2	県有林FSC認証ラベル取り扱い要領 丸太一式にはFSCラベリングバンドを使用する。	✓
	年次3		
	年次4		

8.3.2		森林管理主体は販売時点までの木材のCOC管理を行う。	
	更新	立木での販売または県森連の市場で丸太での販売を行っている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	立木での販売または県森連等の市場で丸太での販売を行っている。	✓
	年次3		
	年次4		

8.3.3		<p>認証木材の販売の伝票は以下の事項を明記する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 認証木材の供給源</li> <li>- 販売日</li> <li>- 販売された認証木材の材積量</li> <li>- 販売された認証木材の仕様(樹種,直径,品質)</li> <li>- 購入者が認証木材のCOC管理を引き継ぐ時点</li> <li>- 認証番号</li> <li>- FSC表記</li> <li>- 納品伝票と照合するための情報</li> </ul>		
	更新	FSC認証材出荷証明を出している。2012年2月10日に発行された山梨県県有林認証材証明にはFSC100%と認証番号が含まれていなかった。FSC認証材出荷証明にはFSC100%と認証番号を記載しなければならない。	×	軽微な条件 2012.6
	年次1	出荷証明には必ず必要事項を記載するよう、各出先事務所へ依頼した。またFSCラベル取り扱い要領を2013年3月末に改訂し、必要事項の記載漏れがないよう、出荷証明の様式が容易に変更できないようにした。今後発行する際には様式等の確認を行うことで誤った様式を使用しないようにする。	✓	
	年次2	上記様式が使用されており、間違いが起こらない仕組みとなっている。出荷証明は販売のたびに発行している。2014年に発行された出荷証明書に必要な項目が含まれていたことを確認した。	✓	
	年次3			
	年次4			

8.4		モニタリング結果は、管理計画の実行及び改訂に反映されなければならない。		4
8.4.1		モニタリング結果を、管理計画の改定に反映する仕組みが存在する。		
	更新	第2次県有林管理計画を策定するにあたり、実施していたモニタリング結果を受け、今後のモニタリング計画を修正した。また経済林から公益林への切り替えや獣害対策について、県森林総研の調査研究結果を反映している。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	これまでのモニタリング結果は、来年樹立予定の第3次県有林管理計画に反映させる予定。	✓	
	年次3			
	年次4			

8.4.2		管理計画の変更内容が実行されていることを示す証拠がある。		
	更新	-	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	これまでの県有林管理計画にもモニタリング結果が反映され、管理計画に沿った管理が実行されてきた。	✓	
	年次3			
	年次4			

8.5		情報の秘密性を尊重する範囲内で、森林管理者は、規準8.2の事項を含むモニタリング結果についての概要を公開しなければならない。		4
8.5.1		森林管理者は、許容される商業的機密の範囲内で、モニタリングの結果を要求に応じ関心のある者に対して提供することに同意する。		
	更新	森林生態系モニタリング調査について、H9からH18までの10か年の調査結果をまとめ、各都道府県、研究機関に送付した。県森林総研で行っている調査・モニタリングの結果はホームページで公開している。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	モニタリング結果は継続してホームページで公開している。各種刊行物をダウンロードできるようになっている。	✓	
	年次3			
	年次4			

9		FSC原則#9：保護価値の高い森林（HCVF）の保存 保護価値の高い森林の管理は、その森林の特質を維持、または高めるものでなければならない。保護価値の高い森林に関する決定は、常に慎重に行わなければならない。	4.0
		保護価値の高い森林とは、以下の特長を1つ以上持ち合わせている森林である： a) 森林には、世界的あるいは地域的、国家的にみて以下の意味で重要である： 1.生物多様性の観点から、価値が高い（固有性、絶滅危惧種、保護種など）かつ、（または） 2.自然派生種の多く、または全てが自然の状態の分布と量で存在するような、管理区域内あるいは、管理区域にまたがる景観レベルの大面積の森林 b) 希少種、絶滅危惧種やその心配のある種が存在する森林地 c) その存在がなくなれば危機的な状態を引き起こす森林（流域保全、侵食保護など） d) 地域社会の基本的ニーズ（生存、健康など）を満たすために、重要な機能を提供している、あるいは地域社会の伝統文化やアイデンティティー（地域社会と協力して特定される文化的、生態的、経済的あるいは、宗教的な重要性など）にとって重要な森林。	
9.1		保護価値の高い森林の特質を判断する際、森林管理の規模および内容に応じた評価が不備なく行われるものとする。	4
9.1.1		森林管理者はその地域における保護価値の高い森林の定義を提出することができる。	
	更新	管理計画P239に保護林の記載がある。これを保護価値の高い森林とする。これは上記の保護価値の高い森林の定義のうち、a)にあてはまる。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-
9.1.2		森林管理者は保護価値の高い森林が管理地内に存在するかどうか評価している。	
	更新	9.1.1と同。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-
9.1.3		保護価値の高い森林として特定された地域は地図に明記されている。	
	更新	地図化されている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-
9.2		認証過程においては、保護すべき特質の維持のための諸手法について、重点的に聞き取りがなされなければならない。	4
9.2.1		森林管理者は高い保護価値の特定および特定された高い保護の特徴の管理手法について関係者に聞き取りを行わなければならない。	
	更新	保護林は地元からの要望に基づき設定された。また第2次県有林管理計画を策定するにあたり、市町村、保護団体、学識有識者へ再度意見募集を行った。特に新しく保護価値が高いと認められた森林はなかった。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-
9.3		管理計画は、特質が確実に維持され高められるよう、慎重な措置を盛り込むとともに、実施されなければならない。この措置は、公開される管理計画の概要文書に具体的に明示されなければならない。	4
9.3.1		高保護価値森林と特定された地区には特別な保護手法が定められ、適用される。	
	更新	禁伐として保護する。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3	-	-
	年次4	-	-



9.3.2		定められた保護手法は予防手段を用いている。	
	更新	禁伐として保護する。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

9.3.3		定められた保護手法は公開された管理計画に含まれている。	
	更新	管理計画書に記載されている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

9.4		年に一度はモニタリングが実施され、保護特質が維持され高めるように取られている措置が効果的なものであるかどうかの評価されなければならない。	4
9.4.1		保護すべき特徴の規模と脆弱性に相応して、少なくとも年に1度はモニタリングを行う計画が文書化され実行されている。	
	更新	山岳レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っていることをインタビューで確認した。	✓
	年次1	-	-
	年次2	山岳レンジャーなどが通常のモニタリングのシステム内で行っている。	✓
	年次3		
	年次4		

10		FSC原則 #10 : 植林 植林は、原則の1から9及び原則10とその規準とに従って計画および管理されるものとする。植林は、社会的、そして経済的便益を提供し、世界の林産物需要を満たすとともに、自然林の管理を補助し、自然林への利用圧を軽減し、その復元および保全を推進するものであること。	4.0
10.1		自然林の保全及び復元の目的を含む植林の管理目的が、管理計画に明確に述べられるとともに、それが確実に実行されなければならない。	4
10.1.1		自然林保護と回復は植林管理の目的に明確に含まれる。	
	更新	第2次県有林管理計画では、従来の循環林のなかで地位の低い場所や道から遠い場所をより生態重視の積極的な針広混交林化をすすめている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

10.1.2		これらの目的を達成するための戦略と手順は効果的に導入されている。	
	更新	管理計画書に記載されている。 これまで約40haの演習場周辺の被弾した森林を回復するため、伐採し、前生樹種を植林している	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

10.2a		植林の計画と配置は、自然林の保護、復元そして保全を促進するものでなければならず、自然林への利用圧を増加するものであってはならない。	
10.2.1		植林管理は、隣接する自然林の特徴を保つまたは拡大するよう計画される。	
	更新	間伐により林内の照度を高め下草の繁茂を促す。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

10.2b		植林地の配置は、森林施業の規模にあわせ、野生生物のコリドー、河岸地帯、異なった林齢・伐期のモザイク的な配置がとり入れられなければならない。		
10.2.2		以下の事項を確実にする文書化された方針と手段がある： ・異なる林齢や伐期齢のモザイクが形成され維持されている。 ・野生動物のコリドーが形成されている。 ・河川・溪流の側や谷間に自然植生のコリドーがあれば、これらは植林・伐採作業から守られ、河川・溪流沿いの保護区として設定する。 (他の規準について6.2と6.3を参照)		
	更新	尾根、溪流・沢筋沿いには保護樹帯を片側概ね25m設け保護しつつある。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.2c		植林区画の規模と配置は、当該する自然景観内で見られる林分パターンと整合したものでなければならない。		
10.2.3		植林の配置と林分構造双方ともその地区の景観と調和する。		
	更新	人工林と広葉樹林が適度に混ざり地域の景観と調和している。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.3		経済的、生態的、社会的安定性を高めるように、植林の構成は多様であることが望まれる。このような多様性には、その景観内での管理区画の規模や配置、種の数と種の遺伝的構成、林齢及び構成があげられる。		4
10.3.1		管理計画には経済、環境および社会の安定性の評価が含まれている。		
	更新	経済面、環境面及び社会面の評価が含まれている。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.3.2		景観レベルでの植林地の大きさおよび分布の多様性が促進されている。		
	更新	管理計画p282「ランドスケープ管理の概念」での管理について言及した。厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設ける等施業指針に従い施業を行う。図面とリストを準備している。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.3.3		多様な樹種、起源、その他の植物の利用の機会が提供されている。		
	更新	地域で求められる樹種として、カラマツ、ヒノキ、アカマツ、シラベ、スギなどが植林されている。また将来の有用材となる広葉樹も一部植林されている。第2次県有林管理計画の中で、山梨県の落葉広葉樹における生息適地がまとめられた。また樹種別苗木所有量がまとめられ、今後5年間の新植量が示された。広葉樹の植栽量が大幅に増えている。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.3.4		景観レベルでの植林地の林齢および構造の多様性が形成されている。		
	更新	管理計画p282「ランドスケープ管理の概念」での管理について言及している。厳正保全地域に隣接する施業予定地では、緩衝帯を設ける等施業指針に従い施業を行う。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	

10.4		植林のための樹種を選択は、その場所への総合的な適合性及び管理目的に合致しているかの判断に基づいて行わなければならない。生物の多様性をより保全していくためには、植林及び劣化した生態系の復元においては、外来種よりも在来種の方が好ましい。外来種は、在来種の果たす役割を上回るときに限り導入するものとし、導入した場合は、通常ではまれである大量枯損、病虫害の発生及び生態系への悪影響の発生について注意深くモニタリングしなければならない。	3.5
10.4.1		植林の目的、植林地の気候、地質、土壌などを考慮した、植林のための樹種や遺伝子型の選択の明快な理由がある。	
	更新	土地、気候条件にあった樹種が植林されている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.4.2		外来種が選ばれる場合、その選択には明快な理由が必要である。その代わりになりうる最適な在来種を特定し、その種が却下される理由を挙げなければならない。	
	更新	外来種の植林はない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.4.3		いかなる外来種が植林される前にも、その種が周辺地域へ侵略する危険性を評価しなければならない。	
	更新	外来種の植林はない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.4.4		侵略的な外来種は植林されていない。 モニタリングの基準については8.2b参照。	
	更新	外来種の植林はない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.5		森林管理区域全体のバランスは、植林の規模に対して適切であるとともに地域の基準により決められるが、その区域が自然状態での森林被覆へと復元されるように管理されなければならない。	4.5
10.5.1		規準6. 2bのとおり、植林地の少なくとも10%以上は、その自然の特徴を促進するよう管理され、生物多様性を主な目的にしなければならない。	
	更新	10%以上が確保されている。6.2b参照。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.5.2		規準6. 2bのとおり、植林地の少なくとも5%以上は、究極的に自然林の林相に回復するよう管理されなければならない。	
	更新	5%以上が確保されている。6.2b参照。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

10.6		土壌状態、土壌産出力そして生物学的活動を維持あるいは高めるための手段が講じられなければならない。伐採の技術やその割合、林道の建設と維持管理、そして樹種の選択により、長期的な土壌の劣化、水・水量への悪影響あるいは流路の大幅な逸脱がもたらされてはならない。	4
10.6.1		土壌の保全方法が管理計画または関連書類において明確に詳述されている。	
	更新	仕様書で求めている。 現地でも問題は見られなかった。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.6.2		収穫後の森林更新の計画と手順は、裸出土壌を最小限に抑え、樹木が可能な限り早く再生するようにしなくてはならない。	
	更新	収穫後は速やかに植林を行っている。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.6.3		現地において土地が劣化している証拠はない。	
	更新	ない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.7		病虫害の発生、火災、あるいは植物の移入を防ぐための手段が講じられなければならない。統合的な病虫害管理が管理計画の基礎部分を形作るものであるが、化学的薬物や化学肥料の使用よりも、まずは予防を行い生物的防除手段を用いなければならない。苗畑も含め、植林管理では、科学的薬物や化学肥料の使用を極力避けなければならない。化学物質の使用については、規準6.6と6.7でも触れられている。	4
10.7.1		統合害虫管理戦略の文書がある。（さらなる化学薬品使用に関する規準について6.6 a, b, cを参照）	
	更新	「県有林施業における農薬使用要領」を定めている。6.6参照。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.7.2		火災管理と消火の必要性は適切に評価され文書化される（7.1 f 参照）。	
	更新	山梨県地域防災計画で森林火災の予防計画を立てている。7.1f参照。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.7.3		外来の侵略的な植物を管理し根絶するための方法が取られている。	
	更新	林道法面に外来牧草が必要最低限使用されており、使用後のモニタリングを行っている。6.9参照。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		
10.7.4		植林地および苗畑において化学殺虫剤および化学肥料の使用を最小限にする戦略がある。	
	更新	肥料は使用していない。	✓
	年次1	-	-
	年次2	-	-
	年次3		
	年次4		

10.8		<p>施業の規模と多様性により、植林についてのモニタリングには、規準8.6と4で扱われている内容に加え、現場内外における潜在的な生態学的社会的営業（例えば、天然更新、水資源と土壌生産力への影響、地域生活と社会福祉への影響など）についての定期的な評価が含まれなければならない。どのような樹種であっても、その樹種が、その地域に生態学的に適合し、ほかを侵略するものでなく、他の生態系に深刻な悪影響を及ぼさないものであるという、地域的試験や実勢が示されない限り、大規模な植林を行ってはならない。植林のための土地取引に関する社会的問題、特に土地の所有、利用、アクセスに関する地域住民の権利の保護については、特別の注意を払わなければならない。</p>	4	
10.8.1		<p>地元の試みや経験から、その場所にふさわしくない樹種の大規模な植林は行われていない。</p>		
	更新	行われていない。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.8.2		<p>重要または繊細な生態系を有する地区、生物多様性が高いまたは特殊である地区、保全または保護地区、重要な集水域に悪影響を及ぼす地区で植林は行わない。</p>		
	更新	重要な地域は保護されている。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.8.3		<p>5,000 h a 以上の全ての新しい植林や植え付けは、正式な環境的社会的影響評価の対象になっている。（関連規準について規準4.4参照）</p>		
	更新	5,000ha以上の新規の植林は行わない。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	
10.9		<p>1994年11月以降に自然林から転換された植林は、通常、認証の対象とはならない。植林への転換に関し、森林の管理者／所有者に直接あるいは間接的責任が無いという十分な証拠が認証機関に提出される場合は、認証の対象となることがある。</p>	4	
10.9.1		<p>1994年11月1日以降、自然林地から転換された土地における植林は行っていないこと（但し、6.10と10.9参照）。但し、現在の所有者や管理者が直接的・間接的にもその転換に責任がないという明確な証拠がある場合はこの限りではない。</p>		
	更新	行っていない。	✓	
	年次1	-	-	
	年次2	-	-	
	年次3	-	-	
	年次4	-	-	

付属文書2 利害関係者への聞き取りの結果

審査種類(本審査、第1回年次監査など)	利害関係者の参照番号	メンバー名(グループメンバーが対象の場合)	議題の種類(保育、伐採など)	FSC要求事項の参照番号	肯定的/否定的	議題の概要	ウッドマークのコメント
第2回年次監査	1	-	森林管理	7.1	肯定的	県有林管理計画に基づき管理を行っており、公益的機能の維持増進の充実も図っている。	了解した。
第2回年次監査	2	-	-	-	-	アンケートは返送されたがコメントなし	-

### 付属文書3 樹種のリスト

#### 樹種名

#### 学名

#### 針葉樹

カラマツ

*Larix kaempferi*

ヒノキ

*Chamaecyparis obtusa*

アカマツ

*Pinus densiflora*

シラベ

*Abies veitchii*

スギ

*Cryptomeria japonica*

モミ

*Abies firma*

ウラジロモミ

*Abies homolepis*

イチョウ

*Ginkgo biloba*

オオシラビソ

*Abies mariesii*

ツガ

*Tsuga sieboldii*

コメツガ

*Tsuga diversifolia*

ハリモミ

*Picea polita*

#### 広葉樹

ケヤキ

*Zelkova serrata*

キリ

*Paulownia tomentosa*

ヤマザクラ

*Prunus jamasakura*

クリ

*Castanea crenata*

クヌギ

*Quercus acutissima*

コナラ

*Quercus serrata*

ミズナラ

*Quercus mongolica*

シラカシ

*Quercus myrsinaefolia*

ブナ

*Fagus crenata*

付属文書4 ワシントン条約付属書記載樹種リスト

該当樹種なし



## 付属文書5 ウッドマークにより保管される追加情報

認証登録証のコピー及び関連日程

機密商用情報

利害関係者のリスト及びウッドマークに寄せられた意見

森林資源を示した地図

管理計画のコピー